
平成26年 第56回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 3 日）

平成26年 3 月 6 日（木曜日）

議事日程（第 3 号）

平成26年 3 月 6 日 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 1 号議案 | 神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 2 | 第 2 号議案 | 神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 第 3 号議案 | 神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 3 | 第 4 号議案 | 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 4 | 第 5 号議案 | ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 5 | 第 6 号議案 | 神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第 7 号議案 | 神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第 8 号議案 | 神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第 9 号議案 | 神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第 9 | 第10号議案 | 神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 日程第10 | 第11号議案 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件 |
| 日程第11 | 第12号議案 | 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件 |
| 日程第12 | 第13号議案 | 平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件 |
| 日程第13 | 第14号議案 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件 |
| 日程第14 | 第15号議案 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件 |
| 日程第15 | 第16号議案 | 平成25年度神河町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第16 | 第17号議案 | 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第17 | 第18号議案 | 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第18 | 第19号議案 | 平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第19 | 第20号議案 | 平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第20 | 第21号議案 | 平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 4 号） |

日程第21	第22号議案	平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第23号議案	平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第23	第24号議案	平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	第25号議案	平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25	第26号議案	平成26年度神河町一般会計予算
日程第26	第27号議案	平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第27	第28号議案	平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	第29号議案	平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第29	第30号議案	平成26年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第30	第31号議案	平成26年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第31	第32号議案	平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
日程第32	第33号議案	平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第33	第34号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第34	第35号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第35	第36号議案	平成26年度神河町水道事業会計予算
日程第36	第37号議案	平成26年度神河町下水道事業会計予算
日程第37	第38号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1	第1号議案	神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第2	第2号議案	神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
	第3号議案	神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第3	第4号議案	神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第4	第5号議案	ケアステーションかんどき設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第5	第6号議案	神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
日程第6	第7号議案	神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
日程第7	第8号議案	神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
日程第8	第9号議案	神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件
日程第9	第10号議案	神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第10	第11号議案	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件
日程第11	第12号議案	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件
日程第12	第13号議案	平成25年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件
日程第13	第14号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件
日程第14	第15号議案	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件
日程第15	第16号議案	平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）
日程第16	第17号議案	平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第17	第18号議案	平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第18	第19号議案	平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	第20号議案	平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
日程第20	第21号議案	平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第4号）
日程第21	第22号議案	平成25年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第2号）
日程第22	第23号議案	平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第5号）
日程第23	第24号議案	平成25年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	第25号議案	平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25	第26号議案	平成26年度神河町一般会計予算
日程第26	第27号議案	平成26年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
日程第27	第28号議案	平成26年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
日程第28	第29号議案	平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第29	第30号議案	平成26年度神河町介護保険事業特別会計予算
日程第30	第31号議案	平成26年度神河町土地開発事業特別会計予算
日程第31	第32号議案	平成26年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算
日程第32	第33号議案	平成26年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
日程第33	第34号議案	平成26年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
日程第34	第35号議案	平成26年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
日程第35	第36号議案	平成26年度神河町水道事業会計予算
日程第36	第37号議案	平成26年度神河町下水道事業会計予算
日程第37	第38号議案	平成26年度公立神崎総合病院事業会計予算

出席議員（13名）

1 番	小 林 和 男	8 番	藤 森 正 晴
2 番	立 石 富 章	9 番	廣 納 良 幸
3 番	高 橋 省 平	11 番	藤 原 日 順
4 番	松 山 陽 子	12 番	成 田 政 敏

5 番 藤 原 裕 和
6 番 宮 永 肇
7 番 赤 松 正 道

13番 山 下 皓 司
14番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一 主査 ————— 榎 谷 美 幸

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	山 名 宗 悟	建設課長 —————	藤 原 龍 馬
副町長 —————	細 岡 重 義	地籍課長 —————	藤 原 靖 彦
教育長 —————	澤 田 博 行	上下水道課長 ———	坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長	橋 本 三千也	健康福祉課長兼地域局長	
総務課長 —————	前 田 義 人	—————	佐 古 正 雄
総務課参事兼財政特命参事		病院事務長 —————	細 岡 弘 之
—————	太 田 俊 幸	病院医事課長兼総務課長	
情報センター所長 —	村 岡 悟	—————	浅 田 譲 二
税務課長 —————	玉 田 享	病院総務課副課長 —	藤 原 秀 明
住民生活課長 ———	足 立 和 裕	教育課長 —————	谷 口 勝 則
地域振興課長 ———	野 村 浩 平	教育課参事 —————	藤 原 良 喜
地域振興課参事 ———	小 林 一 三		

午前9時00分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

けさはちょっと雪景色になりまして大変寒い朝でございましたけれども、全員おそろいで御出席のこと、お喜びいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、第56回神河町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日、榎主査のほう都合により欠席されておりますので、榎谷主査のほうに放送と記録のほうをお願いしておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

審議に入る前に、質疑の要領について若干申し添えておきます。

質疑の回数は、会議規則第55条の規定により、同一議員は同一議題につき3回まで

の原則を適用してまいりますので、御協力のほどをお願いいたします。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第１ 第１号議案

○議長（安部 重助君） 日程第１、第１号議案、神河町特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第１号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第１号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第２ 第２号議案及び第３号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２、第２号議案、神河町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び第３号議案、神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件の２議案を一括議題といたします。

２議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（８番 藤森 正晴君） ８番、藤森です。特別報酬の審議委員会の中の答申で、公債費比率が１８％未満に達成するという見込みである中で、この件についてはもとの条例に戻すべきという答申がなされたと思うんですけど、今回、町長また副町長、教育長ともに同じようにカットという方針でございます。その思いをお聞かせ願いたい。

○議長（安部 重助君） まず、総務課長のほうから説明を願います。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。報酬審議会での答申内容に関しましては、今、藤森議員さんがおっしゃったとおりかなというところではありますが、年度でいいますと１８％未満を達成してということでありまして、現時点において１８％を切る

ことはほぼ確実であるという見込みであるということでありまして、現在の数字でいきますと１８％を切ってるという状況にないという状況にあるということもあわせて、現時点ということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、町長、お願いします。

○町長（山名 宗悟君） 報酬審議会に諮問をいたしまして、そして答申を受けたということは、その答申を真摯に受けとめて適正な措置を講じていかなければいけないというふうに私自身思っております。就任いたしましたから、実質公債費比率１８％未滿を達成するという、そういう強い思いも込めて自分自身の報酬についてカットをやるということ、そしてあわせて副町長、教育長につきましても理解をいただいて、この間、削減をしてきたところではございますが、総務課長も申しあげましたように、このたびの報酬審議会の中でもこの本年度中に１８％未滿を達成するという、そういう状況であるということは私たちも同じ思いではございますが、まだ確定したわけではないということでございます。

そういう中であって、まずは未滿達成するということをしっかりと自分自身見定めた上で、報酬審議会答申に基づいた適正な措置は私自身もそれは考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

質疑を終結し、これより各議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第２号議案について討論に入ります。討論のある方、どうぞ。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので討論を終結し、第２号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第２号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第３号議案について討論に入ります。討論のある方、どうぞ。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結し、第３号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第3号は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第4号議案

○議長（安部 重助君） 日程第3、第4号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。本議案と、それから参考に出されております勤務時間、休日休暇等に関する条例施行規則、これをあわせて読んでみますと、職員の場合、有給休暇を消化した後に90日に至るまで、結核性疾患、精神障害及びそれ以外の負傷、疾病の場合であってもいわゆる勤勉手当を含む諸手当も含めて100%支給され、90日を超えて結核性疾患、精神障害の場合は勤勉手当を含まない、勤勉手当以外の80%が支給されて、負傷、疾病の場合は同じく90日を超えて1年以内の場合が勤勉手当を含まず80%支給されるというように解釈してよろしいのか。その点をお伺いしたいのと、これは国、県の基準に基づいた措置なのか。その辺、2点確認させていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。まず、1点目の支給に関してですけれども、90日を超えたら80%ということですが、勤勉手当につきましては期間率というのがありまして、その期間の半年でしたら半年の間に何日勤務してるか、実日数で支給しますので、休めば休んだ日数に応じて支給率は変わっていくということで減額はされます。

ただ、今回改めましたのは、90日を超えたときに勤勉手当がどうしても期間率ということで出てしまうケースがあるかもしれないので、そこは出ないように変えていくということが1点です。

もう1点の県、国に準じたというところではありますが、2年を90日に、120日を90日ということにしてますが、国の場合は精神疾患、結核性疾患における特例といいますか、休職を認める分限休職ですが、期間の設定が国はありません。県のほうは少しそこを残してるということでありまして、そのあたりは準拠といいますか、全く同じにはしてませんけれども、類した形にはしております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございます。討論を終結し、第4号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第4号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第5号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第5号議案、ケアステーションかんざき設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようにございますので討論を終結し、第5号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第5号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第6号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第6号議案、神河町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。今回の改正については、いわゆる金額が変更になります。こういった形でいきますと、私の理解ではといいますか、ここに書いてあるとおり見ますといわゆる限度額的なものが引き上げになるということになってくると思うんですね。いわゆるそういった方の負担がふえるんじゃないかなと、該当する人のね。その確認と、これによってこの町内でどういう形で対象者があるのかなのか。あるとすればどの程度なのかなという点についてお尋ねをいたします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。今回の制度改正によりまして、該当の方は幾らかはいらっしゃいます。そのことの状況につきまして、直接

のデータではないんですけれど申し述べたいと思います。

まず、民生産業常任委員会でも福祉医療の各項目についての対象者は報告をしておりますけれども、現制度での対象者で申しますと、老人で４８名、母子等で１５７名でございます。現行の制度の対象者でございます。

本年７月以降この制度を適用しますと、町の扶助費のベースで申しますと老人で延べ件数で４０件の減ということになります。予算でいいますと、５９万４，０００円という試算をしております。

それから、母子でございますけれども、延べ件数で１，１７６件が４００件になる。つまり７７６件減、パーセントにしますと６６％減という格好になりまして、扶助費ベースで申しますと７０万６，０００円の減額を見込んでおります。以上のような状態でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

ほか質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので討論を終結し、第６号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第６号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第６ 議案第７号

○議長（安部 重助君） 日程第６、第７号議案、神河町し尿くみ取り手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので討論を終結し、第７号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第７号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 7 第 8 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 7、第 8 号議案、神河町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので討論を終結し、第 8 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第 8 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 9 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 8、第 9 号議案、神河町水道給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので質疑を終結し、これより討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第 9 号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第 9 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 9 第 10 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 9、第 10 号議案、神河町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第１０号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第１０号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１０ 第１１号議案

○議長（安部 重助君） 日程第１０、第１１号議案、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第１１号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第１１号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第１１ 第１２号議案

○議長（安部 重助君） 日程第１１、第１２号議案、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約変更の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第１２号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第 12 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 12 第 13 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 12、第 13 号議案、平成 25 年度神河町水道事業会計資本剰余金の処分の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第 13 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第 13 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 13 第 14 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 13、第 14 号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第 14 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第 14 号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 14 第 15 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第15号議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定の件を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。これは14号議案とも関連する話なんですが、実はこの辺地度点数というのは評価基準が恐らくあると思うんですが、日ごろ我々のなかなか目につきにくい評価表いうんかね、点数だと思うんですが、一体これはどれぐらいの基準以上が辺地の対象になるのか、ここらをちょっとわかりましたら説明をしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。学校までの距離とか、それから交通機関とかによりまして点数がございまして、100点以上が辺地となっております。以上でございます。

○議員（2番 立石 富章君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。今回の辺地総合整備計画の策定の中で、私、以前に越知の小学校の付近から生野に抜けております県道以北の町道改良について、25年ぐらいに計画整備をするべきないかいうふうな質問をした記憶があります。その中で、新田ふるさと村に向けての狭隘な道路改良について公債費比率が18%以下になるんやったら事前に計画を整備して、26年度ぐらいから即工事にかかれるように対応すべきでないかいうふうな質問をしておったわけです。そしたらその回答が26年度に入ってから計画をしますいうふうな回答であったように思うんですけども、この事業をやろうと思えば辺地計画を提出しなければならないんですけども、今回の計画の中に入れなかった理由についてお伺いをいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。計画書はあらかじめ5年ぐらいのスパンですべきものであると思いますが、今のところ調査とかまだ具体的なことができておりませんので上げておりません。しかしながら、作畑・新田線につきましてはこの計画書には上げておりませんが、長期シミュレーションには上げております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。私が前回に質問しましたときには、26年度からはやりますいうふうな回答を記憶しとるんです。そういうふうな住民に回答した内容について、十分協議されてこういうふうな計画に計上すべきでないかと思うんです。その回答は回答したでそれで終わってしまって、その後、十分その政策会議等で

協議もなされずにこの計画を提案するというふうなことについては、かなり疑問を感じるわけですね。やはり公の場で私が質問した25年度ぐらいから取り組むべきでないかいうふうなことは申し上げているんですから、当然その回答の後には十分協議し、この新年度計画をされる中で当然そういうふうなことは住民に示すべきでないかいうふうに思うんです。ただ単にそれはあるけれどもここに計画しなかったということは、住民にはわからないわけですね。ですから、やはり回答された責任は持つべきやというふうに私は思います。町長のほうから回答いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） それでは、町長から答弁いただきます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 町道作畑・新田線の改良につきましては、私、就任しましてからのやはり重点事業というふうに位置づけております。これまで質問も当然ございましたし、私のほうからも18%を切るという状況になった段階では着手すべき路線であるというふうにも言っております。

このたびの計画については、その作畑・新田線ということで明記はしてないということではございますが、財政状況は御存じのとおり18%未滿を達成するという状況にありますので、時期がずれたというのはこれは結果として事実でございます。しかしながら、計画としてしっかりとこれからつくっていかねばいけないという認識でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（9番 廣納 良幸君） 9番、廣納です。辺地債を使って平成26年度以降に水谷線の改良という命題が前々から、前町長からの引き継ぎでどうしてもそれ以降でないとできないというようなお話をいただいていたんですが、それに関しては24年度、5年度、6年度で実行に移し、ことしは完成する予定になっていて、その面では大変ありがたくよかったとは思ってるんですが、具体的に赤松議員がおっしゃったとおり公債費比率が今年度に達成できるという上で、確実な線であとどれぐらい待てばいいのか。要するにあと1年辛抱してほしいのか、2年辛抱してほしいのか、そこら辺を町長の立場で御答弁をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 作畑・新田線の着手時期ということでございます。平成26年度におきまして建設課ほか財政等も協議をしていきながら、その具体化を図っていききたいというふうに考えております。したがって、平成26年度中にその具体的な着手時期とかいうところを、計画も含めてですけども決定していきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（9番 廣納 良幸君） 要するにその計画していただければわかるんです。

だから計画して、その後１年以内にやるんか２年以内にやるんかという具体策を町長の方針として、各課の課長に聞いたって一旦言ってしまうとあれなんで、私はそんなふうにやりますというぐらいな要するに意欲が欲しいということなんですわ。各課の課長に聞いて、それをやれなかったやないかという追及は私らはもう論外なんで、町長が計画がまとまった時点ですぐ翌年度にかかりたい、私はそのように思っているということを言っていたきたいとよんですわ。

というのが、神河町で唯一残っております町道、これはもう耳にたこができるほど私は言ってまいりました。全ての集落に続く道は県道に、作畑・新田以外は県道なんでね、何とか県道に昇格していただきたいということは常々言ってまいったわけなんですけれども、いわゆる失礼ながらそれ以上行けないとか、極端に言えば県の施設か何かあれば最終は検討できるんだがというような話やったんですが、それは別やと。何回も申し上げますとおり、町民税、県民税もちゃんと皆さん同じように作畑、新田の方は支払っておられるので、私は逆にそうやったら町民税半分、県民税は要らんというぐらいなつもりでいかれたらどうですかと皮肉を言ったことがあるんですが、その町長の意欲をお聞かせ願いたい。計画した後に、１年後、２年後には確実に前進させてやるつもりですというような御回答はできないでしょうか。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 私は、これまで作畑・新田線については、町長懇談会毎年やっておりますけども、地元からもその御意見はいただいておりますし、私自身がやはり川の上流からしっかりと整備をするという視点に立たなければいけないということも言っておりますし、神河町内で町道としてまだ未改良区間というのは唯一基幹町道とすれば作畑・新田線という認識でございます。

そういう思いの中で、２６年度に計画も含めて具体化をしていきながら、計画ができれば引き続いて着手するという思いであります。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

赤松議員。

○議員（７番 赤松 正道君） ７番、赤松です。当議案について、賛成の立場から申し上げます。

賛成と言いながら、私の思いは条件がついたような状況にあります。といいますのは、辺地計画も含めてなんですけど、町が計画する場合、３年度の計画のローテーションいんですか、そういうような短期のものでなく長期の計画を計上しながら、辺地ではこういうふうな事業をやり、公共土木ではこういうふうな事業をやり、少ある程度の長期計画の上に立って、そして今回のような総合計画を見直すときには、少

なくとも5年なり10年なりの中で当面これを上げるというふうな状況でなかったら、何か今回の総合計画の見直しの事業の内容を見ましても、ある日突然ぽこっと計上されたような、当然これは町長の集落懇談会の中で提案された、要望された事業を整理するというふうな考えのもとに計画をされてると思うんですけれども、やはり住民からすれば住民が言う前に、要望する前に町の整備計画を町が企画担当が持っておって、そしてそのうち順次いろんな制度計画にのせていくような状況でなかったら、この提案されたような計画の上げ方なれば、何か声が大きいところだけ採択するんかいうふうな誤解を招くというふうなことも考えられますので、今後の計画の計上については広く企画担当で十分協議し、そしてこの計画を提案される前にも担当部局に、担当常任委員会にも報告された中で計画策定をし、また実施に移してほしいというふうなことを踏まえて、私の賛成の討論といたします。以上です。

○議長（安部 重助君） ただいま赤松議員のほうから、意見をつけての賛成討論ということでございました。

反対討論ございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論終結いたします。

第15号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第15号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第16号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第16号議案、平成25年度神河町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

なお、本議案につきましては、総務文教常任委員会に審査を付託する予定をしておりますので、付託委員会以外の方の質疑を重点的に受けますので、御了承願います。質疑のある方、どうぞ。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。2点ばかり伺いたいと思います。

まず1点が、17ページの財産管理費の積立金でございます。財調基金の積立金が6,083万、ふるさとづくりの応援基金が80万、それから公共施設の維持管理基金のほうに19万6,000円ということで上がっております。昨年9月の定例会だったと思いますけれども、24年度の決算の資料の中で25年度末基金残高の見込み額を財調基

金、一般会計のほうが１３億９，６０４万で神河ふるさとづくり応援基金の残高が２４０万５，０００円、公共施設維持管理基金が２，１１７万３，０００円ということでお聞きしていましたが、今回の補正によって実際の２５年末残高見込み額、一般会計の財調基金、それからふるさとづくり、公共施設の維持、この残高がどの程度になるのか、その数字をお聞かせいただきたいというのがまず１点でございます。

２点目につきましては、１９ページ、児童福祉費の第１目児童福祉総務費の中の子どもを健やかに生み育てる支援金ということで、これは出生者の見込みが減ったからということで説明があったと思うんですけども、あと町長の所信表明の中でもありました昨年の出生数が５７名、転入が４名で６１名の出生ということで、今年度、ですから２５年度については見込み人数を何名と見込んでおられて、実際の数何名であるのか、その辺の数字。この２点についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。まず、基金の残高でございます。財政調整基金におきましては１３億９，６０４万円、それから、公共施設維持管理基金でございますが２，１１７万３，０００円。もう１点、ふるさとづくり応援基金でございますが、２４０万５，０００円でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） それでは、子どもを健やかに生み育てる支援金につきまして、人数につきまして御報告を申し上げます。

第３子以降の出生数、当初見込みが１７名でございました。実質が１３名、４名の減でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（１１番 藤原 日順君） 先ほど太田参事のほうに対する説明の中で、２５年度の数字として説明を受けておりましたのが今申された金額だったんです。今回、補正が入りましたよね。補正が入ってもこの金額、同じ金額ということになるんでしょうか。というか、前にお聞かせいただいたのはこの補正金額を見込んでの数字だったんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） ふるさとづくり応援基金の分でございますか。

○議員（１１番 藤原 日順君） 全部です。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 全部見込んでの金額でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（８番 藤森 正晴君） ８番、藤森です。２１ページの農林水産業の工事費の請負で、木工芸センターの高圧電気設備の修繕いう形で上がっておるんですけど、委員会のときに空調設備が必要じゃないかというときの答弁の中で、空調設備等をつければ電圧がオーバーしてブレーカーが飛ぶんだというような答弁があったと思うんですけど、このときの工事の中に当然これは電圧の耐用年数が過ぎて交換という工事だと思うんですけど、そういうものも含まれた中の工事だったと思うんですけど、この現状はどうですかね。電圧的にはオーバーの工事がなされたんですか、それとも調整できる工事なんですか、どうですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） キュービクルの工事でございます。それでキュービクルがありまして、そこから配管で、電線ですね、それで中に受電をしていくわけなんですけども、水道も同じやと思うんですけども、口径が太くならなければ水量もたくさん行かないというようなことと同じで、配管自身、電気の線自身は何も交換しておりませんので、電気容量自身はそのままといったようなことになるのではないかと。あくまでも受電設備がキュービクルの関係が古くなって問題が生じたさかいに、その部分だけの取りかえ工事でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（１３番 山下 皓司君） １３番、山下です。まず、１５ページに雑入が小学校太陽光発電売電収入１９万６，０００円。これ補正で上がってたんですが、当初にもあったんじゃないかと思うんですが、その辺のところの説明と、この１９万６，０００円については公共施設維持関係の積立金にするというような説明なんですね。公共施設の維持の関係については、１９万６，０００円程度のいわゆる売電収入だけではだめだと思うんです。やっぱり一般財源にゆとりがあれば積んでおく必要があるというように思うんですが、そういうことは別に置いて、一応こういう売電収入、こういった収入があったものについての残ったというんですか、そういうお金についてはいわゆる公共施設の整備基金のほうに積み立てるというふうな仕組みを持っておられるのかどうか。

ちょっと質問がまずいんですけども、まず売電収入がどのくらいあったということが、トータルとして、一つの質問です。

それから、２つ目はそういったお金についてほかにもあるかもわかりませんが、そういった収入については公共施設の整備の基金に積み立てるんですという仕組みがあるのかどうか。その辺について、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。この太陽光の発電収入そのものがちょっと今出ていませんが、仕組みとしましては基金に積み立て

まして、翌年度取り崩してそれを施設の改修とかに充当するという仕組みを持っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） それでは1点目、19万6,000円は25年度のトータルなのかどうかという説明は後刻ということですね。

それと、この基金の仕組みの話ですが、やはり私ずっと見ておるに、この19万6,000円やなしに幾らかこの基金に積み立てされておりますね。その原資は、例えばこういった同類の収入をもって積み立てておいて翌年度以降に使う、そういう仕組みを持っておられるかということについてはどうでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 施設の収入プラス幾ばくかの基金を積んでおります。

○議長（安部 重助君） 2点目、財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田です。ちょっと今の金額はわかりませんが、予算ベースでいきますと小学校の太陽光発電が66万円、中学校が6万円、それから中村のドリームホールにつきまして30万円、大体このような金額でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。特にございませんか。ないようでしたら質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、第16号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第16 第17号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第17号議案、平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 17 第 18 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 17、第 18 号議案、平成 25 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13 番、山下です。8 ページに介護サービス給付費等の諸費という格好で項があるんですが、その中の説明欄で居宅介護サービスがふえました、それから地域密着型介護サービス給付もふえましたというような形で、いわゆる在宅ですか、そういったような形で給付費がふえている。これは一面望ましいことだと思うんですね。その分、施設の介護サービス費が減ってるということです。この結果について、いわゆる介護が必要な方に対して一つは健康福祉課がそういうように誘導した。誘導言うたらおかしいですけども、なるべく在宅でサービス受けてくださいよというふうに働きかけた結果なのか。それとも、いわゆる施設サービスということについては非常に入所待ちの方が多いということですね。そのことについて、今まだ補正予算ですから決算が出ておりませんので言えませんが、現時点で私が質問したような部分を含めて、いわゆる健康福祉課としてどういうように、現時点分析までいかなかもわかりませんが、思われているか。その辺について、ひとつ教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。内容というんですか、山下議員が言われているとおり、まず在宅介護というものを目指さなければいけないというところは確かにそのとおりでございまして、特に居宅介護サービスでふえた要因というものが何であるかといいますと、いわゆるデイサービスの利用者が人数的にも当然ふえておるわけではございますが、あとその利用回数等についても例えば週 1 回の利用者が週 2 回、週 3 回というような形になっておるということでございます。したがって、その反面、そういう介護サービスを利用される頻度が多くなるということは、その認定の度合いが徐々に高くなってる傾向にも値するのかなという思いはいたしております。

それと、反対に施設介護サービスが減額になるというのは、今、山下議員がおっしゃったようにかなりの方が待機者で待っておられます。そういった関係で、神河町内の入所者が当初思っておったよりも少なくなっておる現状であるというところでございます。そういったところをトータル的に見ましたら、まずこの施設数が多いのか少ないのかというところにも一つ課題が発生するのではないかなという思いはいたしております。

ところが、このものについては第 6 期の介護保険事業計画の中で当然また策定をする中で議論を深めていく必要があると思うわけですが、まず居宅介護というところに重点を置いた施策というものは当然進めていくべきであろうと思っております。そういったところで、山下議員がおっしゃっておりますいわゆるその方向性というものについて

は、今、私が申し上げましたように、また山下議員が思っておられるところとほぼ一致するのではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

廣納議員。

○議員（9番 廣納 良幸君） 9番、廣納です。今、佐古課長が説明をしていただいたんですけれども、これは要するに国の方針でもあり、要するに在宅医療というか在宅でなるべく介護、養護をしていただきたいという方針が見え見えでありまして、要支援1・2を自治体に回すような動きもあるということから見ますと逆に選択肢が減ってしまうような場面もあるんですが、これは要するに国県といいましょうか、国の指導といいましょうか、それが主なものではないでしょうか。それを確認しておきます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 先ほど廣納議員からお話がありました、いわゆる27年度以降の要支援1・2の方について、介護保険の適用がなくなる。ただし、今回大きく変わりまして、訪問介護、それとデイサービスの関係、そういったものについていわゆる自治体のほうに移行するというのがございますが、質問の内容から申し上げますと、国のほうのいわゆる今回の制度改正に沿った形というのと、その前段には廣納議員がおっしゃいましたように国では在宅介護に移行しようという一つの施策、方針が出ておりますので、それに沿った形の内容に変更になっていくのかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、本議案に対する質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第18 第19号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第19号議案、平成25年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第19 第20号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第20号議案、平成25年度神河町老人訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第５日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２０ 第２１号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２０、第２１号議案、平成２５年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

立石議員。

○議員（２番 立石 富章君） ２番、立石です。１点だけお尋ねをします。実はこの土捨て場の話、これ今その土捨て場のいわゆる容量ありますわね。これの満杯率いうんか、現状の、これを参考までにちょっと聞かせてほしい。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。許可の埋立面積が約２万平米でございます。容量としましては、約１３万立米でございます。本年２月末の埋立量が約７万２，０００立米でございます。埋め立ての率としましては５５．４％、残容量が４４．６％という状況でございます。以上でございます。

○議員（２番 立石 富章君） 了解しました。

○議長（安部 重助君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第５日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２１ 第２２号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２１、第２２号議案、平成２５年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。ないようでしたら質疑を終結したいと思いますので、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は第５日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２２ 第２３号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２２、第２３号議案、平成２５年度神河町水道事業会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

立石議員。

○議員（２番 立石 富章君） ２番、立石です。実はこの２３号議案、これは前段の条例改正ありましたですね。むしろそこで尋ねるべきだったかもしれませんが、この補正予算、金額に関する補正ですから、ここのほうが適当かなという思いでちょっと尋ねるんですが、実は先行議案でありました条例の改正、これは上下水とも共通する話なんです、従来この条例があったがために現状上下水道とも期末に締め切ると８００万前後の毎年未収金が発生しとるわけなんですね。そのうちの５％前後は、この条例があるために今まで管理料という名目で使わんの利用料金の一部を基本料金として、あるいは管理料としていただいていたというものも含まれとるわけです。

水道課長にお尋ねするんですが、こういった問題は今度の条例が制定されたことによって過去の分まで遡及してその適用を受けて、ある意味では不納欠損という格好でぴたと落とせるのかどうか。そういうことができるのかどうか。これの確認だけしておきたいなと。ひどいのになると、１０年近くそんなんがまだ町の債権として残ってきよる場合があるわけです。これは担当課が苦勞してもなかなか入ってきえへんという深い理由がありますんで、この条例ができたことによってこの会計にどれだけ影響を与えて、過去のやつが御破算にできるか、清算できるか、この見解だけちょっと聞いておきたい。以上です。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 坂本でございます。まず、特別管理料、これの廃止に伴いまして、２４年度の決算時点での見積もりでは水道で１１０万円、下水で３６０万円と見積もっております。

御質問の内容は、今回の廃止によって過去の分についての考えはという御質問かと思えます。あくまで条例で施行、決まりました時点から以前につきましては、今現在私の考えとしましては過去のもは過去のものである。お叱りを受けることがあるかも知りませんが、ただ、その点につきましては債権の検討委員会の中でまた十分、上下水道課だけで判断できるものではございませんので、財政とも連結してくると思います。その点で十分協議しながらどう判断するか、そこはしっかり決めていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（２番 立石 富章君） はい。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（１１番 藤原 日順君） 今の質問の答弁についてですけども、遡及適用しないのはこれは当然だろうというように思いますので、まずそれが１点。

あと、お尋ねしますのが、３ページの営業外費用の雑支出で２６万７，０００円の補正の結果、３６万７，０００円という諸支出が出ます。これについては説明の中で不納

欠損分だということで、だから債権整理委員会のほうで認められた不納欠損分が36万7,000円あるんで、その差額分の26万7,000円を補正するんだという説明だったと思うんですけども、差し支えない範囲で、この不納欠損の内容がどういう事情で不納欠損としたのかお聞かせいただければというように思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） まず、委員会の中で生活困窮のところ、それから行方がわからない債権者と既に亡くなられて相続人がいらっしゃらないというような、その3点でしたかね、その部分について検討いたしましてリストアップしたものでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 債権整理委員会のほうで検討されてるということですの、そちらの委員会は多分税務課長が担当されていると思いますので、税務課長のほうからひとつ御説明をお願いしたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。昨年の12月の12日に債権滞納整理対策委員会を開催しまして、私債権に係ります不納欠損処理の検討を実施しております。

上下水道課の分に関しましてでございますけれども、まず水道料でございますけれども、欠損理由としましては自己破産によってのものが3件でございます。それから、破産によってもう回収の見込みが全くないものが2件、そしてあとは住所不明によって徴収するものがないものが4件でございます。上下水道課のほうから検討案としまして24件の検討案件が出てきましたけれども、不納欠損可能分としましては最終的に13件という結果になっております。債権額が、この補正予算書に計上してある金額でございます。

それから、あと下水道の分でございますけれども、上下水道課のほうから19件の検討案件がありまして、そのうち8件が不納欠損をしてもいいであろうという結果になっております。8件のうち、自己破産によって不納欠損……。

○議長（安部 重助君） 課長、下水道のほうはよろしいです。

○税務課長（玉田 享君） ということでございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（11番 藤原 日順君） はい。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第5日目以降に行いますので、御了承願います。ここで暫時休憩をいたします。再開を10時30分といたします。

午前 10 時 12 分休憩

午前 10 時 30 分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

日程に入ります。

その前に、廣納議員が葬式のために途中退席されておりますので、御了承願います。

日程第 23 第 24 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 23、第 24 号議案、平成 25 年度下水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11 番、藤原でございます。先ほどの上水道のときでもお聞きしたんですが、下水道のほうで先ほどの途中までの説明の中で 19 件滞納整理委員会に申請が出てきて、うち 8 件を不納欠損処理とすることに決定したと。33 万円ということでございました。自己破産、それからあと居所不明等の件数をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課の玉田でございます。下水道料の債権の内訳でございますけれども、19 件検討案件のうち 8 件を適当であると決定しております。自己破産による回収不能が 2 件、それから居所不明による回収不能が 6 件でございます。計 8 件でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

小林議員。

○議員（1 番 小林 和男君） 1 番、小林です。今のその欠損処分について、関連ですけども、上水道の場合はそういった場合、元栓ロックすれば使えないんですけども、下水道の場合は不納欠損処理した後どのように対応されているのか。その下水道がまだ使える状態にあるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 坂本でございます。

水道の場合は、閉栓キャップといいましてメーターの中の直止をさわれないようにする手だてがございます。

ただ、下水に関しましては、例えば料金が納まってないということで水道のように給水停止というような部類の手だてはございません。ただ廃止処分、いわゆる下水の権利を放棄しましてもう廃止にするということになれば、宅ますから道路の集合管のほうへ

汚水が流れないような手だてはございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） そういった場合に、そういった家庭の管理不行き届きのところで水漏れがあったりとか漏れがあったりとかいうふうなチェックはどうなるんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） チェックといいますか、維持管理の面でよろしいですか。いわゆる支管といいまして宅地の宅ますから道路の集合管までの間の維持管理につきましては、町のほうで上下水道課の管轄の中で維持管理を見ていくということになります。

ただ、先ほど言いましたように権利放棄、下水の加入権を放棄しますという届けをいただいたところに関しましては、同じことの繰り返しとなりますけれども汚水なり、雨水は関係ないんですけども、何らかの水が集合管に入っこないような手法をとることとなっております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。不納欠損につきまして、再度確認をさせていただきたいと思います。不納欠損といいますのは、言うまでもなく町の債権放棄ということになります。債権放棄の場合は議会の議決が必要というのが原則でございます、今回その補正予算で雑支出がこれだけになりましたということで不納欠損額が上程されていますけれども、この補正予算の議決をもって議会の議決を経たと解釈されているのか、それとも例えばことしの9月の定例会の決算の議決をもって議会の承認を得たというように解釈されるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。坂本康弘君。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課、坂本でございます。まず、補正に関しましては、滞納整理委員会の中で協議の中で一応見積もったといいますか、金額を計上させていただいております。

今、藤原議員さんのおっしゃったとおり決算時、いわゆる決算報告になりますけれども、その時点で報告させていただいて、そこでいわゆる議決をいただくということと私は考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） ということは、決算でいいということですか。

○上下水道課長（坂本 康弘君） そういうことです。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 同様の質問を、滞納整理委員会の主担当である税務課長、それから総務課長のほうに見解をお聞きしたいと思います。

○議長（安部 重助君） まず、最初に税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。私も決算監査の承認をもって不納欠損処理が確定したと、そういうふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。同様の意見でございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。今の税務課長並びに総務課長の答弁の中で決算監査の承認をもってというふうに発言があったんですが、これはちょっと私も今議選の監査やっとなるわけなんです、そのことが、決算監査と承認したということと直接議会の議決という意味とは違うと思うんですね。決算監査というのは、いわゆるその業務の状況、経過、妥当性を調査して、これやったら正解ですね、うまく処理ができてますねというのが監査の評価であり仕事であると思うんですね。それと、会計規則による最終的には金額の移動があった場合、確定した場合の認定というのは議会の仕事だと思いませんか。これちょっとはっきりしとかんととんでもないことに発展しますんで、これはいかなるものでしょう、副町長はずっと毎回の例月監査から決算監査通じて出席していただいておりますので、この見解だけはっきりしといてほしい。

それと、企業会計とそれから一般会計の単式簿記でやっとなる会計とは、いわゆる現金主義と発生主義という大きな違いがありますんで、ここの性格上も考えながら、これは一つの物の考え方として皆が認識しておかんと、とんでもない誤解を生むことになれへんか。これは私の勝手な解釈なんです、そういうつもりで今まで議選の監査をやってきました関係で一言だけ申し添えて、見解を聞いておきたいなと。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。予算につきましては一応予定ということでございますので、これで決定したということではございません。今言われるように、議会での議決、9月の決算の可決によって決定するということでございます、今、総務課長も税務課長も決算監査と言いましたけども、これは議会の決算の認定のことを思ってたと思います。普通、毎回受けております決算監査で議会が承認したということではございませんので、議員さんと同じような考えでおります。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで、税務課長並びに総務課長のほうからのもし訂正がございましたら許します。

税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。私も今、副町長のほうからも答弁がありましたようにちょっと勘違いをしております、決算につきまして議会の議決、承認をもってその年度の承認で確定するというふうに訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。同様でございます。申しわけありません。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ほかはないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は第 5 日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第 2 4 第 2 5 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 4、第 2 5 号議案、平成 2 5 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。

小林議員。

○議員（1 番 小林 和男君） 1 番、小林です。5 ページの入院患者入院中他院受診費用として 6 4 万 1, 0 0 0 円あるんですけども、入院患者さんがほかの病院に行って受診された分の代金かと私は思うんですけども、それは患者さんが支払うべきかと単純に思うんですけども、一旦これは病院が代払いをして、後から患者さんに請求するものなののでしょうか。それとも記入のとおり病院がそういったものを支払わなければならないのかといったところをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） きのうちちょっと若干説明があったんですけども、再度、病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。それでは、小林議員さんの御質問にお答えいたします。

補正予算書の 1 8 節の雑費の入院患者入院中他院受診費用の件でございますけども、私どもの病院は D P C 制度と申しまして診断群分類包括評価という診療報酬の算定方法をとっております。これは国が決めている制度でございます、例えば疾患によりまして単価が決まっております。その単価につきまして、それを採用している場合は他院で、例えば私どもでしたら皮膚科がございませんので皮膚科の病院に行かれた場合、その皮膚科の診察料と、そこで出た、また院外処方が出された薬局の分も含めてなんですけども、当院が持って患者様には請求できないというような仕組みになっております。そのような関係から、全部病院で持つということで、患者さんには請求できないということになっております。これがもう D P C の仕組みですので、できるだけ当院でできる部分は当院でするようにしておりますけども、やむを得ない場合はこのような状況になっているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほかにございますか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田でございます。病院でよかったですね。

○議長（安部 重助君） そうです。

○議員（12番 成田 政敏君） 補正予算の第25号議案1ページのところです。収入のところで医業外収益、第2項、補正予算額1億4,728万5,000円とありますが、これについての状況をもう少し説明をしていただきたい。背景、理由について、状況についてちょっとお尋ねしたいと思います。とりあえずそれが先。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。医業外収益の外来収益がふえている件でございますが、これは1人1日当たりの単価がふえたことに……。失礼しました、医業外費用……。

○議員（12番 成田 政敏君） 議長、ちょっと済みません。

○議長（安部 重助君） なら副課長、ちょっと待ってください。再度。

○議員（12番 成田 政敏君） 3ページを見ていただいたほうがよくわかるのかな。3ページの医業外収益で負担金交付金というのがありますね。それです。1億4,706万円、その分です。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。大変失礼いたしました。負担金交付金の他会計負担金の1億4,706万円の増でございますけども、これは例年、年度当初にこの収益的収支で3億1,000万円の繰り入れということで決めていただきまして、年度末に経営状況を勘案し増額をしていただいているところの分でございます。それが1億5,000万円でございますが、その差額につきましては公営企業会計制度が変更になりまして、その分の支援事業を委託しておりましたが、委託の入札残によりまして幾分減額しましたので、その減額の分がこの1億5,000万円との差額ということになっております。基本的には、その1億5,000万につきましては、先ほど申し上げましたとおり年度末での経営状況を勘案しての例年の増額分でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 内訳につきましてはわかりました。

本年度は対24年度に対して経常利益というのが今までの報告では改善できまして、プラスということで運営なさっておるといふふうに判断をしておるんですけども、その傾向に変化はないのかどうかということ。

それから、要は資金繰り、そういうことについてのこの1.5億の資金繰りに対する配慮なのかあるいはという、その辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。資金繰りの件でございますけれども、前年度の特別利益がございまして、例年5億なり一時借入れを起こし

ておりますけども、今年度につきましては年度当初の２億のままでいってございまして、年度末での一時借り入れゼロということになるような予定をしております。

それと収益の件ですけども、昨年度実質の経常収支で約１億の赤字でございましたけども、今年度それを取り返すべく一月１，０００万円ずつの増を目指してございました。現在のところその半分ぐらいでございまして、数千万円の改善ができています状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） いいですか。

○議員（１２番 成田 政敏君） 結構です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（１１番 藤原 日順君） １１番、藤原でございます。相変わらずの質問なんですけど、不納欠損８件ということで滞納整理のほうで何件出てきて、うち８件が承認されて５８万６，０００円なのか、その内訳をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院総務課長。

○病院医事課長兼総務課長（浅田 譲二君） 病院の浅田でございます。病院につきましては、ここに記載のとおり今回８件、金額にいたしまして５６万８，０００円を上げさせていただいております。その８件の内訳につきましては、死亡が１件、居所不明が１件、あと６件につきましては生活困窮、いわゆる生活保護世帯ということで、院内で十分検討いたしまして１２月１２日の町の滞納整理委員会で御検討いただき、８件上程全てを不納欠損とさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

病院総務課長。

○病院医事課長兼総務課長（浅田 譲二君） 病院の浅田です。先ほどの金額５６万８，０００円と申し上げましたが、５８万６，０００円です。申しわけございません。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は第５日目以降に行いますので、御了承願います。

日程第２５ 第２６号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２５、第２６号議案、平成２６年度神河町一般会計予算を議題といたします。

質疑に入る前に、質疑の要領について若干申し添えておきます。

一般会計につきましては、既に通知いたしておりますとおり、議長から指定します質疑の範囲において質疑回数を同一議員質疑３回の原則を適用してまいります。

なお、第２６号議案から第３８号議案につきましては、予算特別委員会を設置し審議

を予定しておりますので、当本会議では本文のみの質疑でとめていただきますようお願いいたします。細部につきましての質疑の場合は若干議長の方でとめるかもわかりませんので、御了承願います。

会議規則第54条及び第55条の精神遵守の上、会議進行に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。

まず、歳入について、事項別明細書1款町税から11款交通安全対策特別交付金、15ページまでお願いいたします。質疑ございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 町税全般なんですけれども、口座振替を推奨されております。その中で、25年度も同じく取り組みをされとるんですけれども、さらに26年度の目標、どういうふうにして口座振替の率を上げるか、このあたりの方針について伺います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。口座振替の推奨につきましては、平成25年度口座振替推進キャンペーンを実施しまして、積極的に口座振替にしてもらうように実施をしましてまいりましたけれども、平成26年度におきましても広報、それから納付書にその口座振替の依頼の同意書等を一緒に入れてまして、住民の皆さん方に口座振替がまだ済んでいない方につきましてお願いをしていくといったような方法、そしてケーブル放送によりましてお願いしていくというふうなことでございます。

25年度につきましては、口座振替の推進キャンペーンを実施しましたけれども、平成26年度におきましては平成25年度に実施しました内容、結果を十分にちょっと一回分析しまして、1年検討しまして、実質的に大変有効であったならば今度平成27年度にもそういったものに積極的に進めていきたいというふうに考えております。とにかく1つでも口座振替にさせていただきますように、いろんな方々にお願いをしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 7番、赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。続いて、先ほどの回答でしたら昨年と余り変わらない。広報とか通知書に推進の依頼文書を入れるとか、ケーブルテレビで放映するとか、推進キャンペーンを張るとかいうふうなことは町側から一方的に知らせるというふうなことで、本当に口座振替になってない普通徴収の方に具体的にやっぱり話しかける必要があるというふうに思います。

例えば、私的なことですから区長会にお願いするとか、またほかの方法で誰かに依頼するというふうなことができない。やはり直接行政からその了解を求めるためのアクションをやらなかったら、なかなか今40何%ぐらいが口座振替になっていると思うんですけれども、それ以上の率を上げるには難しいというふうに理解するところで、さらに町

が真剣にこのことに取り組まれるんなら、具体的に昨年よりも一歩進んだ取り組みが必要ではないかというふうに理解するところで、26年度はどういうふうな取り組みをされるんですかというて伺っておるわけで、今、回答でしたら昨年と余り変わらないというふうなことでしたら、真剣に取り組んでいるというふうな、なかなか理解が得にくいんじゃないかというふうに思うんで、やはりこのあたり町の執行部として町長あたりがどういうふうな方針でよりこの口座振替の対応される方をふやそうとされるんか。このあたりやはり実際の新たな年に向かっての考え方を出示していただかなかつたら、今のような説明では余り伸びないのではないかというふうに考えるので、再度このあたりの思いについて伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。今、赤松議員さんほうからそういった御意見がございました。口座振替がまだ済んでいらっしゃる方につきましては、電話等々でもお願いをしているわけでございますけれども、思ったように理解が得られないというのは現状でございます。口座振替の推進を進めていきます上で、一回課内で検討をしていきたいと思うわけでございますけれども、一つにはずっと足を運んで各戸訪問といったようなこともあるんじゃないかと思っておりますので、そういったことを一つずつ積み重ねていきまして、ちょっとでもそういった口座振替の率が上がっていくように今考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（7番 赤松 正道君） はい。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。第10款地方交付税についてお尋ねします。昨年度当初の場合、26億3,300万で今回が26億6,590万ということで、3,290万普通交付税が増加しております。特別交付税については、昨年と同額の3億を見込んでおるという説明であったと思います。実際にその数字が確定しますのは8月中旬ぐらいになろうかと思うんですけども、現時点でこの地方交付税の予算を策定する段階で基準財政需要、それから基準財政収入について見込んだということを説明聞きました。実際にその数字、基準財政需要額が幾らで、基準財政収入額が幾らということで結果的に26億6,590万という数字が出たのか、その内訳をお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 済みません、資料を持ってきてませんので、後ほどお願いします。

○議長（安部 重助君） 後ほどまた説明するそうなので。

ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。同じ交付税なんですが、ことし3,290万円の普通交付税の増額ということですね。これは従来のルール計算に基づくことだと思うんですが、この説明資料2ページのところに上から4行目ぐらいから、合併によって市町村の面積が拡大したことより、支所に要する経費や保健、福祉、消防等の割り増し費用分を地方交付税の算定に反映されることになりました、こういう表現が書いてあるんですが、これについて、この3,290万円の増と関連しているのかどうかということと、関連しておってもいいんですけれども、要は今読みました部分について、現時点財政課のほうで神河町の場合はどういった形でその金額がどの程度ふえるのかということについて、わかっておれば説明をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。今年度の普通交付税が上がっておりますのは、昨年度と比較して上がっておりますということで、25年度の金額よりは低く見ております。

それと、今後の面積による増の分でございますが、これは支所を置いておりまして、その支所に要する経費とか、それから面積が広いということで、例えば保健師が訪問するにも距離と時間がかかる。そのような経費を見込むべきだということを市町村のほうから言ってまいりまして、それが聞き入れられたんですが、まだ具体的な数値とかは出ておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 現状そういうことだと思うんですが、ここの26年度の予算説明資料に掲げてあるということは、その適用、それが実施されるのは26年度からというように見込んでいいんでしょうか。その辺だけ確認をしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 26年度にはまだ出ておりません。5年間かけて段階的にするという方針は出ておりますが、まだ具体的なことは出ておりません。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に行きます。

次に、12款分担金及び負担金から21款町債、29ページまでをお願いいたします。
小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。16ページのCATVの利用料に関連してなんですけども、昨年、NTTからインターネットのプロバイダー契約しないかいいうふうな勧誘がたびたびあって、今、契約をしていただいたら工事費は無料になりますよ、また電話の料金が何ばか安くなりますというふうな説明があったんですけども、そ

のことによってプロバイダーをケーブルテレビからN T Tにかわられた方もいらっしゃると思いますけども、どのくらい減ったのか。

それとまた、そのC A T Vの光ケーブルの計画がされてるんですが、その実現性がいづごろなのか。その光ケーブルと同軸ケーブルでは速度に違いがあったり、また映像にも違いがあっていうふうなことで、ケーブルテレビからN T Tに移行する動きが加速されないかということをお心配するわけなんです。そこら辺のところをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（村岡 悟君） 情報センターの村岡でございます。確かにN T Tが旧神崎エリアのほうで光ケーブルということで、インターネットの加入に回っておられます。ケーブルテレビのインターネットの加入者が減になっているというのも事実でございます。

今現在、ちょっとずっと毎日動いておりますので変化はあるんですけども、1 2月現在ぐらいで1 0 0人オーバーぐらいの減になっております。ということで、インターネットの利用者で確かにうちの町のインターネットは通常使う分には多分大丈夫だと私は思っておりますけども、映像なりの関係でした場合ちょっと遅いかなというような関係で、そういう方面で御利用の方についてはN T Tの速いほうに移動されておるのかなという思いでおります。ということで、その人たちが1 0 0人ほどおってかなという格好で、なら今後N T Tがどこまで入るんかなということも私たちは心配をしておるんですけども、今のところN T Tに聞いても教えてくれません。今入っている分しかやれませんというような格好の返事しかないんですけども、この辺が課題にはなっています。

当然、うちの町も光ケーブルに変えて民間と同じような格好でやったらお客さんの減が何とか防げるんじゃないかなという思いで、今後のケーブルテレビの方向性も検討しております。

将来的には光ケーブルを張らなければいけないとは私も思いますけども、その方向性をどうやったら町の財政を圧迫しないで何とかうまくいけるかなというような検討を今やっておりますので、いつ光になるんやというのは、ちょっともう少し待っていただいて、2 6年度中には何とか方向性を出していきたいなと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 1 1番、藤原でございます。今の件でございますけども、確かにそのスピードというデメリットはありますけども、プロバイダー料金としての2, 0 0 0円ぐらいの差があるということをこの場でちょっとはっきり明言されたほうがいいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 情報センター所長。

○情報センター所長（村岡 悟君） スピードを速くすればそれなりの設備が必要で、それなりの料金もアップします。今、我が町の場合は1 0のスピードで送っているわけ

ですけども、それで毎月2,000円というような料金をいただいております。民間はスピードが速い分、料金が4,500円とか5,000円とかいうような料金になっております。ということで、速くすればできないことはないんですけども、それなりに町民さんの負担が上がるというような格好で、その辺の思いもちょっと町民さんにお聞きして、それも入れて検討したいなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。2点お尋ねをいたします。

一つは、15ページ、12款の分担金及び負担金の中で町道改良工事受益者分担金がありますね。これは町道管理条例に基づいての応分の負担ということになると思います。それに間違いはないかということを確認をいたします。

それから、次ですが、23ページになります。その他町有地貸付収入、この金額が240万8,000円ですね。これは3回目、同じことを言います。この内訳を教えてくださいということなんですね。昨年もこういうことを言いますと予算特別委員会での資料をいただきましたが、でき得ればここにずっといろいろ書いてありますね。例えば寺前駅前タクシー用地貸付収入7万3,000円もきちっと明記してありますので、きちっと来年からはここへ書いていただきたいというように思います。ことしについては、ひとつ予算特別委員会において資料の提出をいただきたいというように思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） まず、1点目に建設課長のほうからお願いします。

建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。山下議員さんのお尋ねの分でございます。道路改良工事の受益者分担金、これは町道1級、2級、その他とランクがついています。地元要望によりまして、道路を拡幅してほしいであるとか舗装をしてほしいというところで、規定にのっとりまして10%、20%という分担金徴収条例でございますので、それに基づくものでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 2点目を総務課長からお願いします。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。その他の財産収入というところではありますが、件数でいいますと5件の要素ということになります。よく御存じだと思いますが、主たるものは伯鳳会の賃料ということになります。資料として特別委員会のほうでお出しさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 1点目はよくわかりました。

2点目、私はくどくこれ言うとするんは、何かこれ知っとったらええ、自分が知りたいのやというような意識でおられるかもわかりませんが、私がこれに物すごい力点を置い

てますのは、やはり町有財産がしっかりと管理されているか、そして、貸し付けたところから、適正に契約されとると思うんですけれども、収入を得ているということをやっぱり町民の前にきちっと一つ一つそういったことを出すべきだ、出していただきたいという思いで言っておりますので、決して資料がいただきたいくて、いただきたいのはいただきたいんですが、いただくことを目的にしておりませんので、その点を理解していただいて、来年からはこの予算の説明資料の中へひとつきちっと入れていただきたい。資料じゃなしに、この予算書の中の説明の欄に入れていただきたいなと思います。その点について、総務課長なり予算編成は財政担当参事がされますので、どちらからでもよろしいから来年から出しますよというようなことを確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。今、山下議員さんのおっしゃった部分でいいますと、この予算書の摘要欄といいますか、説明欄のところと。この説明欄のところにはほか何件とかという表示はできると思うんですが、個々に上げていきますと本件でいいますと5件程度ですが、その他の収入でいいますと10件近くというふうなことになるって、書類上煩雑になることが考えられますので、そういう意味でいいますと、つけるとすれば予算説明資料のほうに参考資料としてつけさせていただくのが妥当かなというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。17ページで、これ去年の3月の議会でもお願いをしたんですけれども、一つは町民温水プールの使用料にかかわってなんですけれども、ことし、去年の当初よりも何百万か減額して計上されております。昨年3月に私が言いましたのは、健康増進のための温水プールの利用とか、それから一般の利用をふやすために各課が連携してそういうふうなことを考えてもらわれへんかいうふうなことを申し上げました。その中で、例えば健康福祉課、それから公民館ですかね、町全体でこの利用を上げるためにどういうふうに取り組まれるんですかいうふうな、取り組んでほしいいうふうなことをお願いしたんです。昨年取り組まれた、これは決算で質問すべきかもしれませんが、予算計上が昨年より減額になってますんで、昨年度中にこの利用を上げるためにどんな取り組みをされたんか、このあたりについて伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。26年度の温水プールの使用料につきましては1,441万5,000円ということで、25年度に比べまして当初予算段階で58万5,000円の減額となっております。25年度につきましても、補正予算のとおり少し減額の補正をさせていただいております。

お尋ねの件でございますけども、従来から健康福祉課とは介護予防教室などにつきまして温水プールを利用したの利活用を進めてさせていただいております。そういった中では、特に特徴的なものとしては、健康福祉課とタイアップをしまして介護予防教室というふうなものを開催をさせていただいております。もっとほかにも協議はさせていただいているわけなんですけども、特徴的なものとしてはそのような事業でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長、もし何かございましたら。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。大変申しわけございません。今、谷口課長が申し上げました、特に介護の関係でというところで、私のほうがちょっとその内容等について承知をいたしておりませんので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 昨年3月に申し上げたんは、今、前段で話したとおりなんですけど、そのときにも例えばコミバスの関係も含めて協議をしてほしい、考えてほしいというふうなことをお願いしとったんです。ただ、町として例えば課長会議、管理職会議ですか、こういうふうなことに議題が上がったんでしょうか。何か今話聞いてましたら、直接的にそれぞれの課で話した、それが何回ぐらいで、具体的にどのような事業がされたんやいうふうな説明もないわけなんですけれども、やはりそのとき、昨年3月の話の中でも前向きに考えますというふうな回答があって、本当に例えば管理職会なり企画的な会議をされる中で、副町長なんか私たちの話したことを記憶されて招集されて、そしてこのことについては、こんな問題については関係課集めてどないしようというふうな指導をされてるんかないというふうなことを感じるわけです。ただ使用料が下がったということだけではなしに、住民の声を行政の中でどういうふうに反映されよるんかないというふうに疑問を抱くわけで、やはり副町長あたりは町長が旗上げた内容をどういうふうに進められるんやいうふうなことをそれぞれの会議の中で話題にし、そして具体的な方策がとれるならとる、できひんならそれぞれの常任委員会あたりで報告するというようなことが必要ではないんかないというふうに考えて、先ほどの回答の中についてもちょっと疑義を感じましたんで、重ねてお願いをしておきます。以上です。

○議長（安部 重助君） トータルの副町長から答弁願います。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。管理職会議では、それぞれ常任委員会、議会からいろいろと課題を御提言いただいております。その分について、管理職会議では一つ一つの項目は上げませんが十分に議論して、それによって改善するようにという指示は出しております。

そういう中で、検討とする中ではそれぞれのグループ会議がありますので、それによ

って議論、課題を改善に向けて検討するというシステムをつくってありまして、なかなかそのグループ会議で検討ができない場合について、もっと上で協議してほしいということになれば政策調整会議のほうに上がってきて、そしてそれで結論をつけていくということでございます。

そういう中で、たくさんの課題を、常任委員会についてもそれぞれの本議会においても課題をいただいておりますので、それを一つ一つ上げて、これはこうだ、これはこうだというような議論は管理職会議ではしていません。そういう中で、グループ会議、政策調整会議それぞれ議題を上げていただいて、検討しているという状況でございます。

○議長（安部 重助君） 今、グループ会議と言われましたけども、グループ会議のグループ長いうたら、今この場におられる方ですか、それともほかの職員なんですか。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。グループ会議、6つほどに分かれております。総務関係、それから町づくり関係、それから医療関係、そういうような中でその中での課長の中からグループ長を選んでおります。そういう中でグループ会議でいろいろと議論されて、そして政策調整会議に上がってきます。その政策調整会議の長は私でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 先ほどグループ長は課長と言われましたんで、この今の赤松議員の質問に対しての協議、グループ長の中でもし取り上げられた長がおられましたらグループ長から答弁願います。ございませんか。

教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。私は教育グループのグループ長でございまして、教育グループというのは教育委員会関係の部署の中で協議をしております。そういった中で、社会体育施設としての温水プールの利活用をどうするかということは当然のことながら議論をしていくわけなんですけども、それは社会体育面としての利活用、利用増進ということになってきます。その中には、委託をしております株式会社アクアティックさんとも社会体育面においてどのように一般遊泳者の利用増進、水中ウォーキングも含めての利活用、それからスクールのより充実した推進というものについて協議をしております。

一方で、社会体育施設ではありますけども、健康増進というふうな観点からはグループを越えて健康福祉課や地域振興課と連携し、協議をして進めております。特に地域振興課とはホテルモンテ・ローザを利用した1泊2日の水中ウォーキングとか、それから昼食つきの機能訓練とか、そのようなものも含めて進めております。

そういった中で、先ほど質問のありましたコミバスの関係ですけども、そのことにつきましても地域振興課とも相談はさせていただいたわけなんですけども、路線のルートの関係も含めて非常に難しいというふうなことで、現状のままとなっております。先ほども申しましたように、健康福祉課とは水中ウォーキングとかそれから介護予防教室とか、

そのようなことを健康福祉課の保健師さんと協議をしながら、ある一面では健康づくりの観点から、また教育委員会としては社会体育施設としての利用というふうなことで進めさせていただいております。以上です。

○議長（安部 重助君） 赤松議員、よろしいですか。

○議員（7番 赤松 正道君） はい。

○議長（安部 重助君） 宮永議員。

○議員（6番 宮永 肇君） 6番、宮永です。先ほど来の赤松議員の質問に重ねてですけども、今、谷口課長の御答弁ではいろいろと活用の範囲ということを模索をしておられるということでございますけれども、あのプールをどうするのかというのはいわゆる行革の中でも大きな課題として上げられて、事業仕分けの中にも上がってきまして、要は健康面での活用というのについてはその長谷のプールは非常にいいですという一般の評価もされておるところでございますんで、どこまでそういうことを周知、PRするのかというのが大きくかかってくると思うんです。ですから、先ほどおっしゃったような地域振興課との連携とかそういうことが非常に効果が出てくるのではないかなと思うんですが、どの程度本気度を出してやったのかそういうことが疑問になります。ですから、これがうまくいかなければプールは当然廃止すべきだろうということになっておりますんで、ですからそこら辺の考え方をもっとしっかり決めまして、ある程度の目標というのを立てまして、潜在的な利用者というのが当然出てくるわけですから、年度ごとに目標を立ててどの程度まで広げられるかいうところでやっぱり取り組んでいくべきやろうと思いますんで、意識の改革ということはやっぱり必要ですから、そういう意味での各課の連携かというふうなものが大事ではないかなと思いますんで、ただ声かけてプールに来ませんかいうだけでは恐らくだめでございますんで、そこら辺をしっかり決めて、その目標と途中の経過とその後のチェックというふうなことで、行革ではもう何回も何回もそういう話が出されておまして、まさにこういうことへの取り組みの一つの模範というものを示していただきたいなというふうに思います。

そうしますと、観光施設とかそういうものについてもやはり同じような手法というものの、ノウハウというものが蓄積されるのではないかなと思いますんで、さらに深い御検討をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。温水プールの年間の利用者数は3万3,000人から3万4,000人ということで、類似の施設と比較しますと、正直なところ、うちの温水プールは非常に利用率、利用者は高いですし、多うございます。それは委託しております株式会社アクアティックさんにおかれましては稲美町のプール、新宮のプール、龍野のプールいろいろあるわけなんですけども、それとの比較の中でも利用率は高いというふうに聞いておりますが、社会体育施設としての利用はプールアスレチックとか、それから体験入園とか体験スクールとかいろんな形で無料開放し

たりしながら裾野を広げていく。また町内だけやなしに町外、特に南部のほうのプールにおかれましても指定管理者がかわられた関係で利用者の方が移動しておられるようでごさいますので、うちのプールのよさをアピールしながら、社会体育施設面としてさらに充実、利用を促進していきたいと思ひます。

しかし、一方でやはり健康福祉課や地域振興課とタイアップしながら健康づくりのために、またホテルモンテ・ローザを利用した温水プールの利活用というものをもっともって中身を深めていって、魅力あるものにしていききたいと思ひます。以上でごさいます。

○議長（安部 重助君） この件につきましては、次年度の担当所管の委員会におきまして十分議論していただくということを確認させていただきますので、よろしく願いしておきます。

ほかに質疑ござひませんか。特にござひませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでごさいましたら、次に移ります。

これより歳出に入ります。

1 款議会費、31 ページまでをお願いいたします。質疑ござひませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでごさいますので、次に移ります。

2 款総務費、48 ページまでをお願いいたします。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11 番、藤原でごさいます。予算書の 33 ページの 13 節委託料の中の町勢要覧作成委託料ということで 400 万の計上がござひます。ちょうど合併後 10 年を迎えますので、合併 10 周年を迎えるに当たって町勢要覧の作成を行うということで説明資料の中にもありますけども、具体的にどのような形でこの町勢要覧をまとめる御予定なのか、その方向性についてお聞かせいただければというように思ひます。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。詳細につきましては、一般的な他市町の町勢要覧を参考にしながら類似のものをつくっていくというふうなことになるっていくのかなと思うんですが、スケジュールとしましては町制 10 周年を迎えるに当たって、27 年度には配布ができるようにという準備を進めたい。1 年間の町のいろんな主要な行事ですとか四季の移り変わり等々も写真におさめていきながらということですので、2 年かけて準備を進めていくというふうな予定であります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにござひますか。

松山議員。

○議員（4 番 松山 陽子君） 4 番、松山です。32 ページの 8 節、行政事務協力謝金ということでこれは区長会への謝金ということなんですが、婦人会等がもう 3 月いっば

いで解散ということで、いろんな業務関係、町からの依頼関係、そういったものが全て区長さん経由で各区へという形になろうかと思うんで、今以上に区長さんの負担が大きくなろうかと思いますが、それについてこういった区長さんへのいろんな部分での謝金、そういったことについてのアップ、そういったことについての協議はなされなかったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。状況としましては、今、松山議員さんがおっしゃったような状況が想定されるわけなんですけれども、特に区長会のほうからこの協力金の大幅といいますか、値上げ等の要望等もお聞きしてません状態です。

ただ、いろんな意味で行政からのお願い事等を多くしているんですけれども、そのあたりは区長さんのほうで本当に真摯に受けとめていただきまして、地域づくりに御尽力をいただいているという状況であります。状況によってはまた御相談もできるかとは思いますが、現時点においては特段御相談等ありません。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。33ページの一番下のほうに負担金、補助及び交付金の中に環境美化支援金400万円、これを予算計上していただきました。説明資料によりますと、本年度より各区環境美化活動等支援金支給を開始するというようなことで、現在の状況から見ますと非常に適切な取り組みであるというように思います。当然26年の4月以降ということになりますので、区長さん等にしっかりと説明されて取り組んでいかれることとなると思いますが、このことについて一つの取り決めいうんですか、例えば要綱的なものをつくっておくと非常に誰が見てもわかりやすいというように感じるんですが、その辺はどういうようにお考えでしょうか。現時点でのお考えを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。現時点においての要綱整備がまだできてないわけなんですけれども、一定の中身を定めて要綱等、内規になるのか要綱になるのかわかりませんが、定めておきたいと思います。定めた上で、区長様方に御説明をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。総務費だけでなしに、あと各款について全部の対象なんですけど、新しく設けた事業、施策、それから廃止した事業、施策、それから今言われたのは新しい事業ですね、そういうものについて。それから、大幅に増額あるいは大幅に減額した事業、こちら辺についてちょっとざっと説明聞いてチェックしとるんですが見えにくいんで、できましたら総務費は総務費、次は民生費は民生費

の中でちょっと解説を願いたいなと思います。

あと民生、衛生、ずっとありますのでそれぞれ準備いただきまして、何でふやしたのか、なぜ減らしたのか、あるいはなぜカットしたのか、この辺についてちょっと解説をお願いしたいなと思います。よろしくをお願いします。総務費の環境の問題は聞きましたんで、それ以外にありましたらお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 今ちょっと確認しますけども、全体の先ほど日順議員からいろいろと資料をいただいていますね。あの件で解釈できませんか。

○議員（12番 成田 政敏君） あれで数字が見えますけど、その事業の内容、背景、それを説明願ったら一番わかりやすいと思うんです。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 日順議員の資料でちょっと説明させていただきます。

新旧、下が昨年との比較の増減でございます。報酬では議会が減っております。これは議員数が減ったということでございます。それから、人件費は除きまして、まず大きなところで負担金補助の衛生費が2億1,500万ほど減っております。

○議長（安部 重助君） ちょっと待ってください。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） その説明ではこれ見たらわかりますので、そうじゃなしに新しく採用した事業、あるいは廃止した事業……。

○議長（安部 重助君） この件については総括の分でいかせてもうたらよろしいですか。

○議員（12番 成田 政敏君） 結構ですよ。

○議長（安部 重助君） そうですね。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 予算説明資料で事業ごとのを上げております。金額につきましては昨年度と比較でございますので、増減が多いところがそれに該当するということで、一番右側にその事業の説明をつけております。新規事業につきましては、新規というふうに書いておりますので。それと、なくなった分につきましては廃止……。

○議長（安部 重助君） 財政課長、よろしいです、結構です。総括の分でもう一回しっかり答弁願います。

ほか、質問ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に移らせていただきます。

次に、3款民生費、55ページまでをお願いいたします。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。54ページの13節の委託料の関係で、縁結び事業委託料というふうなことで98万ほど計上されておるんですけど、ことしのこ

の事業計画というふうなものがわかりましたら、委託料で98万というふうな積算がされと
るんですけど、どういうふうな事業計画でことは促進をされるのか、このあたりにつ
いて御説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。委託料の主な内容で
ございますけれども、イベントを年間4回を計画をしております。これが1回20万で
80万計上しております。

それから、毎月22日に町内へ掲載しておりますのぼりの設置と回収につきまして、
ちょっと課員で行ってございましたけれども、少し時間をとられ過ぎということでシルバ
ー委託をしている関係がここに含まれます。

具体的なイベントの内容でございますが、本年5月の末日にイベントを1件計画をし
ております。それ以降の予算額でいいますと、3回の計画につきましてはこれから計画
をしていくというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。説明資料のほうですけれども、
27ページの児童福祉費、子どもを健やかに生み育てる支援金支給事業ということで、
370万の予算が上がっております。その中で、財源内訳の中のその他が120万とい
うことでございますんで、これは基金の取り崩し、基金繰り入れだろうと思います。平
成17年、合併以前に旧大河内エリアで生まれた子に対して、卒業する子に対しての1
20万であろうかと思います。となると基準からすれば6名が卒業されるのかなという
ように推測するわけですが、その他の一般財源のほうから250万支出されてるわ
けですが、これの内訳といいますか、出生予定数、それから入学予定数、卒業予定
数、わかれば教えていただきたいというように思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは申し上げま
す。まず12歳到達、旧大河内町、これが6名でございます。それから神河町の6歳、
これが20名でございます。第3子の予定者として、15名を予定をしております。
以上でございます。

○議長（安部 重助君） 回答になりましたか。

○議員（11番 藤原 日順君） ちょっともう一度お願いできますか。

○議長（安部 重助君） 再度お願いします。

○住民生活課長（足立 和裕君） 12歳到達、この方は旧大河内町の分でございます。
6件。それから6歳到達、これ神河町でございます、が20件。それから、第3子の予
定者が15件でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 新規出生者、3子以降の出生者が15名で小学校入学ですか、のほうは20名ということで、あと旧大河内エリアで平成17年のときに生まれた子が6名ということですが、その他の卒業された方、12歳到達の方はゼロなわけでしょうか。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） ゼロということで、今予算計上になります。以上でございます。

○議員（11番 藤原 日順君） わかりました。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。ちょっとこれは教えてほしいということなんですが、予算書では49ページの負担金、補助及び交付金で臨時福祉給付金給付事業補助金というのがあります。説明資料では、23ページの一番上側にその説明がなされております。その中で、ちょっと理解ができませんので再度説明いただきたいんですが、まず一律な給付が1万円ということですが、対象者のうち遺族年金、障害年金等を受給する者についてはさらに5,000円を加算というところなんです。ここで言う遺族年金というのは、いろんな遺族年金的なものがあると思うんですけども、それらも含めて何か一般の方で遺族年金でも比較的高く受けていらっしゃる方があるんじゃないかと思うんです。そういう場合にどういうふうな捉え方するのか。それでそういう遺族年金の多い人は、逆に言えばもう既に1万円いただく権利がないですよというような理解をしたらいいのか。その辺ちょっと疑問に思いますので、説明をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、この臨時福祉給付金の給付事業というのは、これは26年度で新規事業ということであくまでも単年度分でございますが、御質問の内容によりますと、あくまでも住民税非課税というのがまず条件に入っております。例えば御本人が住民税非課税であったとしても、例えば私の場合を例にとりますと、私の母親は今住民税非課税ですよ。ところが私の扶養に入ってますよということになると、この人については対象にならないということがまず1点あります。

もう1点が、私の母親もいわゆる遺族年金を受給しておるわけですが、その者につきましては、まずその前段の住民税非課税もしくは扶養を受けていないというのが条件であって、例えば今言われていますように遺族年金で多くの金額を受給されておられたとしても、この方についてはプラス5,000円が加算をされるということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。国のほうできちっと精査されての施策だと思います。ただ、こういう一番最後受け取られるサイドにおいて、やっぱりもらえる世帯とももらえない世帯があります。その中で、いわゆる不公平感の出ないような形での取り決めはされると思うんですが、やはり多くの住民の方ではそういった思いをされる方があるかもわかりませんので、その辺しっかりと、今、私、もう少し不明な点がありますが、しっかりと説明していただいて、せっかく国から消費税の改正に伴う施策が打ち出されたんですから、皆さんに喜んでいただけるような対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） ありがとうございます。

この内容等につきましては、少なくとも住民税の税額、いわゆる住民税が決定されるのは6月になります。そういった関係で、実際我々のほうとして作業というんですか、住民の皆様にはこういったものがありますよという周知等については4月以降であればできるわけではございますが、実際の手続に関しては6月以降、いわゆる7月に持ち込むのかもしれませんが、それまでに今、山下議員のほうから言われました、そういった内容等について広報とか周知、それとあわせてこちらのほうから今考えておりますのは、対象になる方に対して町のほうからいわゆる事前通知という形をとらせていただこうかなというふうにも思っております。このことにつきましては、郡内3町で協議した結果、そういった同じ考え方、方向、やり方ということで共通した結果を出しておりますので、そういったところで郡内の3町においては事前周知という形で、対象者の方に通知を行わせていただくということも含めて、広報もあわせてやらせていただきたいと思いますというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 4番、松山です。55ページの児童福祉総務費の19節になります。その分の一番下の段なんですけれども、子育て世帯臨時特例給付金、これについても同じく消費税アップについての対策ではないかと思うんですが、これについても先ほどの資金と同じく個人に対しての通知をされるのか。

それと、これは何年間の給付かというのはもう決まっているのか。それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。議員おっしゃったとおり、消費税増税による過度の変動がないような国の施策でございます。児童手当の上乗せではなく臨時福祉給付金、いわゆる簡素な給付金と類似の給付金でございます。

対象者は、26年1月1日基準における1月分の児童手当の受給者で、所得制限未満

の方が対象となります。1年限りでございまして、1人1万ということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

ほか、ございますか。ほか、特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、次に移らせていただきます。

4款衛生費、61ページまでをお願いいたします。4款についての質疑、ございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。61ページに生ごみ減量化モデル地区補助金740万円、これは非常に一步進んだ取り組みだというように思うわけなんです、この生ごみということに限定されてることにちょっと私、ひっかかりがあるんですね。当然主役は26年度当面は生ごみを中心にやっていくということなんです、せっかくモデル地区を設定されるならば、やはりごみ全体、ごみの減量化というのは可燃のごみをまず取り組んでいくことが今度の計画で上がったわけですから、やはりごみ全体を対象としたモデル地区の設定、そしてそれで26年度とかまた27年度もそうかわかりませんが、やはりまず取り組むんは生ごみだというような設定の方法を検討していただけないかなと。実態はもうこれで間違っていないと思うんですけどね、やはり総合的な取り組みということ、私、委員会でも相当言うたんですけども、その辺の取り組みについて、やはりごみ全体の減量化モデル地区、そして26年、27年は生ごみを中心にまずやりますよと、そういうように流れをつくっていただきたいということで、ちょっとこの表現にこだわるんですけども、担当課の見解をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。ごみ全体の減量計画は委員会でも説明を申し上げて、御意見いただいたところでございます。今回の予算化は、生ごみに対するモデル集落ということでございます。

一方、区長会でも御意見いただきまして、ごみ減量に対しての住民周知を進めよということで、広報でありますとかチラシでありますとか告知放送等で町全体に行っているところでございます。

私が思いますには、まず生ごみのモデル地区に取り組んでいただける集落の立場で考えますと、それで初もんでございますし、取りまとめ等大変な御労苦があるんじゃないかと思うわけです。

そこで、生ごみ以外のということになりますと、負荷をおかけする部分が過重になり過ぎないかなと。まずは生ごみでその集落においてはやっていただくほうが適切でないかなというふうな考え方を持っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。57ページの胃がん検診についてなのですが、胃がん検診そのものじゃなくて、この胃がん検診も必要なことは必要なんですけども、これはがんにかかったかかってないかということを検査するわけですし、その前段階の胃がんの発生原因とされるピロリ菌を保菌しているかしていないかというこの検査も大事と思うんです。ピロリ菌を保菌してたら除菌をすれば恐らくがんは発生しないというふうなことで、岡山県の真庭市は中学に入ると全生徒をピロリ菌検査して、保菌してたら除菌も無料です、公費ですというふうな政策をとっているということ、新聞やったかテレビやったか、そういった情報がありますので、がんの検診した検診結果で既にほかに転移してたいうふうなことがあっては遅いので、できるだけ前倒しにしていけば胃がんの撲滅が図れる。

また、そのピロリ菌の感染力は非常に弱いということも報道しておりました。成人すればほとんど感染しない。3歳未満の抵抗力の少ない赤ちゃんに乳幼児のうちに親から口移し、食べ物とかお箸とかそういったもので感染するということがわかっておりますので、一旦除菌しておけばもう子供に感染しなかったら将来我が町は胃がんゼロということが期待できると思いますので、胃がんの検診が無駄ではないですけども、もう一つ前段階のことも取り組まれたらいいかかと思えます。

○議長（安部 重助君） 小林議員、この件につきましてはまた委員会の中でやっぱり議論すべきであって、今、予算についての質問でございますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

ほかにございませんか。4款衛生費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、4款衛生費を終わらせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先に総務課財政特命参事から日順議員の1款から11款までの件についての説明が漏れておったということで、ここで参事の回答を許可いたします。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。日順議員の普通交付税の算出方法でございます。基準財政需要額から基準財政収入額を引きます。ほかに調整額とか錯誤額があります。調整額といいますのは、国の財源不足額を臨時財政対策債で補填するんですけども、それ以外にまだ足りないところはこの調整額でいき

ます。それから錯誤額というのは、過年度で訂正があった場合引くことになっています。

基準財政需要額が44億1,879万6,000円でございます。基準財政収入額が17億5,041万1,000円でございます。調整・錯誤額が248万5,000円でございます。これはマイナスになります。ですので、基準財政需要額から基準財政収入額、調整・錯誤額を引きましたら26億6,590万円となります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） それでは、午前中に続きまして5款農林水産業費、68ページまでの質疑をお願いいたします。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。63ページの委託料で、植物浄化技術導入というこの事業の具体的な内容、説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 植物浄化技術導入普及推進委託料の270万の内訳としましては、育苗と管理ですね。育苗がありまして、次、田植えから稲になるまでの管理委託料、そして刈り取りをします刈り取り委託料、続きましてその刈り取ったやつを焼却炉で処分する焼却処分料、以上4段階になると思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。事業の内容、目的、今言われた委託料の内容については今説明されたとおりでと思うんですけども、事業の内容、何を目的としてこれを導入されるんか、このあたりについて。カドミ対策とは思うんですけども、このあたりちょっと説明が抜けておったん違うかというふうに思いますので、再度お願いします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 失礼しました。

来年度初めて導入する事業としましては、低カドミのコシヒカリ米を実験的に一部栽培するというのと、従来と同じ長香穀、この栽培を1ヘクタールほどして、土壌中のカドミの植物による除去、これを引き続き行うということを考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。まず、1点目が64ページの負担金、補助及び交付金の中ごろよりちょっと上に活動支援事業費負担金というのがあります。それについて、説明資料によりますと新たに農地に対しての保全もその対象になりますよというようなことがあります。そのことと、それからもう一つは今からですかね、26年度からですか、5年間ということになりますね。そういうことが説明資料に書いてあるんですが、この期間延長というように受けとめていいのかということが1点目です。

それから、もう1点は68ページになります。この68ページにつきましても負担金、補助及び交付金の中なんですが、環境対策育林事業補助金2,151万4,000円。これについては、説明資料の35ページにずっと書いてあるんですが、この内容を見ておりますと補助金のこういう場合に補助が出ますよというような形の説明、そういうふうに受けとめられるんですね。やはりここに書いてほしいのは、この森林管理100%推進事業というのは大体箇所数も過去何回か委員会等で聞いておるんですけれども、やはり26年度においては例えば10カ所やったら10カ所をやりますと。そしてその面積、これは目標ではよく間伐面積300ヘクタールというようなことが打ち出されておるんですが、この事業によって予定としてはやっぱり100町歩ぐらい、100ヘクタールぐらいやるんやというようなことをここに明記すべきだと思うんですわね。これやったら何かこういう場合に補助が出まっせと。それで地元負担は要らんのです、受益者負担は要らんのですというようなことが書いてあるんですね。ですから今言うたようなことを説明をしていただきたい、このように思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） まず、1点目の64ページの活動支援事業費負担金の関係でよろしいですね。ページは64ページですね。

○議長（安部 重助君） そうです。

○地域振興課参事（小林 一三君） これにつきましては、議員御指摘のとおり農地・水が多面的機能支払交付金というような事業に変わるということでございまして、今現在言われていますのは、今年度は法制化は無理なようですけれども、来年度いいですか27年度に法制化をして、法律に基づいた事業実施をするというふうにして聞いております。通常であれば、農地・水は今現在2年終了していますので、残り3年、5年間の事業ですよということでしたので、26、27、28と3年間取り組むといった選択肢も可能というふうに聞いております。

なおかつ、資源向上支払（長寿命化）というような事業につきましてはあと2年分、実施する場所があればできますと。26から5年間実施可能というふうには聞いております。

従前は共同活動と向上活動、その2種類でしたけれども、今度新しくは3種類、草刈り等の活動と農道や水路の維持活動、それと長寿命化の3つの活動になって、その3つおのおの選択も可能といったような制度に変わるようには聞いておりますけれども、詳しい具体的な要綱等につきましてはまだ示されておりませんけれども、新たに来年度協定をする必要があるというふうなことでございます。

2点目の環境対策育林事業につきましては、こちらで事業計画として上げておりますのは間伐が150ヘクタール、作業道につきましては1万1,000メートルを予定しておりますけれども、これにつきましても森林経営計画との兼ね合い、あるいは森林組

合の他町との取り組みの兼ね合いとか労力の関係、いろいろ左右されるとは思いますが、
れども、現在のところ、そういったような事業計画を森林組合とのほうでは協議をして
おります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。1点目は、内容は多少変わるけれど
も、現在から見ると2年間ほどこの事業が長くなるというように受けとめていいでしょ
うかね。その確認と、それから今までなかったメニューに農地の保全というものが入っ
てきたと。今までは農道とか水路とかその他環境保全ということやったんですが、ここ
の説明資料ではそういうふう to 受けとめられますので、その確認ですね。1点目。

それから、2点目につきましては、間伐面積もわかりましたし作業道の予定延長もわ
かりました。この中で森林経営計画をつくり、そして事業を実施しようとしている箇所
数、それについて再度お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課参事。

○地域振興課参事（小林 一三君） 1点目は2年延長といったような、結果的にそうい
うことになろうと思います。

保全というのが新たに加わるとでなく、今までは草刈りと景観保全、水路の軽微な
変更が一くくりの共同活動事業であったのが、わざわざ分けられた。というのは、非農
家が農地の保全活動ですね、草刈り活動に取り組まなくてもいいのではないかといい
ような意見が多々あるそうです。ですので農地の草刈り活動、水路やそういうところ含
めた草刈り活動は農家だけでも取り組めるといったようなシステムに変更されたよう
です。農村の環境とか補修とかいったようなことに関しましては、非農家も含めた共同
活動とするといったようなことで、今まではそれが一くくりの活動であった、非農家
も含めた活動であったという点の違いがございます。

150ヘクタールの内訳といったようなことにつきましては、森林経営計画でことし
計画を積み残した地区、あるいは来年予定しているところについてまず優先実施する
ということになりますので、地区としましては9地区になろうとは思いますが、そ
の中でさらに森林や場所の地番が分かれてくるといったようなことになりますので、
具体的に補助金の申請上の地区数といいますとまだ未定といったようなことになり
ます。
以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。

それでは、次に移ります。次、6款商工費、73ページまでをお願いいたします。商
工費、ございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。ちょっと説明資料にもないんで簡単

な質問なんですけども、73ページに節で補償補填及び賠償金として立木補償費200万円上がってますね。これは大河内高原整備費の中ですので大体予測できんことないんですけども、具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。山下議員がおっしゃいますように峰山高原に関するものでございまして、町道峰山線の横が杉、ヒノキ等が生い茂っておりまして景観が見えないという道がずっと続いておりまして、その一部を伐採して景観をよくするか、何メートルか分をずっと切るかということもちょっと検討しておりまして、実際どういう方法でするかはまだ決めておりません。予定としましては、所有者伐採ということで1本4,000円で500本ということを予算上計上しております。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 説明受けたんですけどね、もうちょっとその具体的な場所、私どもがわかるような形でちょっと場所を特定していただけないですか。お願いします。

○議長（安部 重助君） 場所の特定ということで、地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） リラクシアの手前ゲートのもう少し手前あたりをできたらできないかなというふうには考えておりますが、所有者さんとはまだ詳細な詰めまでいっておりませんので、大体のお話はしておりますけれども、それでその場所が一番いいのか、もう少し下がったところで景観が見えるようにしたほうがいいのか、ちょっと今検討中でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。じゃ町道ですね。

○地域振興課長（野村 浩平君） 町道です。

○議員（13番 山下 皓司君） ですからこの科目で出すのが妥当かどうかというところにちょっと疑問を感じるんですけどね。その辺がどういう内部調整されたんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 道路の通行の支障があるとか、そういうものではございません。道路の通行には全く支障はないんですが、観光面、景観面から何とかその木を500本でも取り除く中で、美しい景観がお客さんに提供できないかという思いもありまして、大河内高原整備費で計上したものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、それでは次に移らせていただきます。

7款土木費、77ページまでをお願いいたします。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 河川の改修のことが出てます。説明資料では、地元要望に基づくものであるという形での説明があるわけなんですけど、私、別な機会でも申しておるんですが、いわゆる河川の管理の絡みですね。誰がこの河川を責任持ってやるのか。いわゆるこれは県管理河川以外の町が管理するという意味なんですけど、その部分で、この財源内訳を見ておきますと、受益者負担、いわゆるその他財源が入ってないと、全て町費であるということなんです。ところが、道路改良の関係につきましては、これは町の道路関係の条例がありますから、1級、2級とか、その他路線になるんですけど、当然地元負担が2割なりとかいうような形で出ています。ところが、この河川費についてはそういう取り組みがされていないと。ですから、私は、早く河川の管理条例をつくりなさいよということを口を酸っぱくして、一般質問も言いましたけど、言うところですね。ですから、もうこの河川管理条例をことしどうするかということは、重点施策の中にどっことも触れておられませんが、多分なされるだろうと思います。今までの建設課長の答弁なりを聞いておきますと、これはいわゆる準用河川とか、いろんなことがあるということも理解しておりますけれども、早くやらんとあかんというような思いは伝わってきたんですが、現実に地元要望に基づいてこういう形で予算が組まれますと、今の予算のままですと、地元から出た要望については、どういう形態のものであろうとも、見えませんのでね、今、具体的な箇所がわかれば判断できますが、一般的に言いますとどこやわかりませんので、今のような雑な言葉を出しておりますけれども、どこやわからないようなところに町費100%でやるというようなことは非常に公正とか公平とかいう面でいいとおかしいというように思うんですが、その辺、どういう思いでこの予算を計上されましたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。どういう思いでと言われましても、議員さんおっしゃられたように、地元要望をもとに町費を予算化しております。常々委員会でもお話しして、お願いもしておりますけれども、河川のいわゆる管理の統一について、努力して調整しようとはしておりますが、まだ条例、要綱整備にはまだ至っていないのが事実でございます。委員会でもお話ししておりますが、県河川課の指導を受けながら、町管理河川の中に準用河川と普通河川とございます。それを一本化していくところから始まっていかなければ、旧町の取り扱いも違ってまいります。それを一本化してから次に進みたいと思っております。それについては整備しようと努力しておりますが、何せ数が多いのと、他業務で手をとられておまして、それにまだかかっていないのが実態でございます。25年度中にというふうに昨年の議会の中でも答弁をしましたが、今現在おくれておる状況でございます。それについてはおわびしたいと思います。ただ、思いは一刻も早く調整して、していきたいと思っております。

なお、この予算化しておるところにつきましては、地元要望に基づく、地区的に新田、

作畑それぞれ1カ所ずつの分でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 決して、今、河川管理の条例いうんですかね、現在既に河川条例あるわけですから、そういうものの改正にするのか、根本的に変えたい、それのほうがいいのか、これは担当課長の判断に委ねるところなんです、やはり私は、言いたいのは、河川管理条例に今現在あるんですよ。ですから、河川改修については、ちょっと条項は忘れましたが、一部の受益者負担といったような文言があるんです。これは間違いありません。条例に出ています。ところがそれは具体性がないものですから、いわゆるそれを施行できないいうんですかね、実施できないというのが実態だと思うんです。ですから、私は何も、今、2カ所具体的に言われましたですけども、多分、人家に近い、公共的なものがある、例えば町道とか県道に近い、生活空間いうんですかね、そのエリアの中にある箇所だと思います。ですから、いわゆる思いつきでやっておられるんじゃないと思うんですが、やはりこういう形で出てきますと、今のように、課長にしたら心外な言葉遣いも私しましたですけども、そういうことを言わざるを得ないという状況下にあるということを私申し上げておりますので、26年度でこの2カ所の河川が改修されるのがおかしいとか、そういうことを言うてるんじゃないのでね、言わんとするところをよく理解していただいて、やはり議会にそういうことを教えてもらうということは町民の皆さんによくわかることになりますので、そういったことをこの予算化を契機にして早急に取り組んでいただきたい。私、そのことについて、副町長のほうからひとつお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 副町長のほうからまた建設課のほうへの協力ということの意味も込めて答弁願います。

副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。山下議員につきまして、常任委員会的时候にもその旨答えよということで、私、お答えさせていただきました。旧町でそれぞれ河川の状況が違っておりますので、準用河川、そして普通河川、それぞれの立場において統一していくということでお答えさせていただいております。今、それができておりませんので、26年度において早急に取りかかるということで、常任委員会的时候にも答弁したところでございます。そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。私はそんな、副町長、極端に言うて、前に言うとりさかいにやりますがなというような、そんなことやなしにね、やっぱりスケジュールも示していただいて、例えばこういう現実に予算化されたんですよ。条例もあるんですわ、一部負担とかいうね。ところがそれが具体化してないわけですから、まず、それについて、急いでほしいということですから、答弁をいただきましたかったのは、副町長の口からしっかりと町民の皆さんに、早く整備します、過去の話はもう私のほう

からも言うとするわけですから、委員会の席でね、やりますと言うてほしいのと、それからもう一つは、今回の予算については、多分できるであろう条例に基づいて判断すれば、町が100%町費でもって施工すべきような状況のものと、そうかどうかわかりませんが、そういう認識で予算を計上しておりますと、めり張りをつけた答弁がいただきたいと、そういうことなんです。お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際に26年度で進めてまいりたいと思います。この予算に上げている分につきましては、町が見るべきものであるということの中身の検討をいたしてここに計上しております。今後におきましては、言われるとおり、そういう準用河川、普通河川につきまして、統一的に行ってまいりたいというようには思います。

○議長（安部 重助君） ここで、区第1要望2カ所ということなんですけども、これは場所はどこですか。

建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。先ほど申し上げましたように、新田と作畑地内1カ所ずつでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。今の議論をちょっと聞いておって、私自身の考えを述べさせていただきますと、質疑になってませんが、申しわけありませんけども、道路の拡幅であるとか改修、これについては利便性が著しく高まるので地元負担をします。ところが、河川の改修というのは、これは治山治水というか、防災上の観点から町が負担すべきであると私は考えますので、一部負担がなくても当然ではないかというふうに考えるんですけども、この考え方についての御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。日順議員さんおっしゃっていただいた、私も同感でございまして、ただ、河川の条例の中に、先ほどの山下議員さんおっしゃられます一部負担という文言がございます。それは間違いありませんのでございまして、それがあから応分の負担をとということでおっしゃっていただいておりますが、ただ、私の見解上も道路と河川とは若干ニュアンスが違うかなというところもございまして、それによっておくれとするわけじゃ絶対ございません。その整備を行うのに、まず旧町単位の河川の管理のあり方、それからを変えていかんとあかんということがまず第一でございまして。ただ、道路につきましても、先ほどの答弁でもしましたが、1級、2級、その他町道がございます。受益戸数によって路線のランクがついております。ただ、今現在の実態によりまして、その路線の見直し、これも必要である。いわゆる過疎地いうんか、人家が少ないところについてはずっと地元負担もかかってくる。そういうところ

ろも、いわゆる不公平感もあるというふうにも、その認識もございますので、その辺の改定もせんとあかんと思うんですが、なかなか河川一つにとりましては、向こう１年間かかって、１人がずっとかかってやってもできるかできないかというぐらいのボリュームなんでございます。まして道路についても１人が１年以上はかかってしまうと思いますので、その辺のところ、できるだけ、なおざりにしているわけでは絶対ございませんので、やっていこうという気はございますので、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、特にないようでございます。７款を終わりました、次に、８款、消防費、８０ページまでをお願いいたします。

質疑ございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特にないようでございます。

それでは、次に移らせていただきます。次、９款教育費、１０１ページまでをお願いいたします。ございませんか、教育費。

立石議員。

○議員（２番 立石 富章君） ２番、立石でございます。後ほど開会されます予算特別委員会に細かい質疑、委ねたいと思いますので、特にございません。

○議長（安部 重助君） ほか、特にございませんか。

藤原日順議員。

○議員（１１番 藤原 日順君） １１番、藤原でございます。予算書９１ページ、社会教育費の７節の賃金でございますけども、臨時雇入賃金が１，０６４万５，０００円と非常に高額になっておりますので、このことについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。この臨時雇入賃金１，０６４万５，０００円につきましては、学童保育クラブ関係の人件費でございます。学童指導員６名分と、それから補助員８名、また、夏休みにはプラス１０名しますので、合計、補助員１８名、その人件費でございます。昨年よりもふえています。それは、子育て支援対策として、学童保育クラブは重要な事業の一つでございます。利用者がふえております。それにあわせて人員配置をふやして、それに対応するものでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 先ほど特別委員会で集中審議することですので、この件につきまして、終了させていただきます。

次に、１０款公債費から１２款予備費までをお願いいたします。最後までですね。お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、次に移らせていただきます。

総括質疑でございますけれども、総括で、全体を見てありましたら受けます。どうぞ。成田議員。

○議員（１２番 成田 政敏君） １２番、成田です。先ほどお願いしました件ですが、予算委員会を控えておりますので、予算委員会に対してちょっと資料をお願いしたいというのは、財政参事をお願いをしておきます。要は、予算編成のときに、かなり今回新しくしたもの、それから廃止したものあるようでございますので、重要なものについて、やっぱり政策が若干変化しておるといふふうに受けとめますので、その辺について、しっかりお互いの考え方というものをすり合わせをしておきたいと思う。したがって、変化の大きいもの、要は追加あるいは廃止ということについての事業の内訳について、簡単でございますけれども、ポイントだけ整理していただいて出していただくというふうをお願いしたいと思います。

それだけです。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 新しい事業と、それからやめた事業はなぜやめたかというようなところを上げていきます。

○議長（安部 重助君） また資料のほうの提供もお願いいたしておきます。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、質疑を終結いたします。

以上で第２６号議案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、１２人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第２６号議案は、予算特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。

ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任を行います。選任については、委員会条例第６条及び議会運営基準第１２０条の規定によって、議長から指名いたします。

小林和男議員、立石富章議員、高橋省平議員、松山陽子議員、藤原裕和議員、宮永肇議員、赤松正道議員、藤森正晴議員、廣納良幸議員、藤原日順議員、成田政敏議員、山下皓司議員、以上１２名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました１２名の方を予算特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、議長指名の１２名を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第９条第２項の規定によって、委員会で互選をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は１４時といたします。

午後１時４１分休憩

午後２時００分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に予算特別委員会が開催され、正副委員長の互選がされておりますので、報告いたします。

委員長に山下皓司議員、副委員長に成田政敏議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

日程に戻ります。

日程第２６ 第２７号議案

○議長（安部 重助君） 日程第２６、第２７号議案、平成２６年度神河町介護療育支援事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

成田議員。

○議員（１２番 成田 政敏君） １２番、成田です。きょう回答いただく必要はないんですが、これも予算委員会を含めまして、介護だけでなしに、介護保険と国保ということで、これ、介護保険で限定します。介護認定の推移について、一つデータベースをつくっていただくと、簡単なデータベース……。

○議長（安部 重助君） 介護療育の分で。

○議員（１２番 成田 政敏君） 失礼しました。訂正。取り消し。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

山下議員。

○議員（１３番 山下 皓司君） この事業対象について、ちょっと説明を受けたんですが、２，０８３人というような形で提案説明があったと思うんですが、この対象者数については、特にふえたとかいうようなことはないんでしょうか。その辺について、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。事業者数の大きな増減はございません。ただ、事業が若干ふえておりまして、予算書の５ページでございます

が、5 ページの障害児相談支援事業収入ということで、この分が追加になっておりまして、この分で、サービス利用計画 97 名分、この分は追加で予定をさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） わかりました。今回の条例改正に伴うものだというように、それと連動しておりますか。その辺、確認です。

○議長（安部 重助君） 病院総務課副課長。

○病院総務課副課長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。そのとおりでございます。条例の変更に伴いまして追加になった分でございます。以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（安部 重助君） ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 27 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 27 第 28 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 27、第 28 号議案、平成 26 年度神河町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12 番、成田です。先ほどは失礼しました。

国民健康保険で、きのう住民生活課長からこの資料をいただきました。ワンペーパー。医療給付費と被保険者数の推移と見込みについて。これ、住民生活課長やったね。

○議長（安部 重助君） そうです。

○議員（12番 成田 政敏君） それで、一つのこれもデータなんですけど、これはもう全く総額ということでございますので、これはこれでいいんですけど、できましたら、我々議会はこのとこずっと P D C A と言ってますので、5 年間、20 から 25 ですね、見込みも含めて、5 年間の医療費のトータルはわかりましたので、要は中身ですね。傷病別の変化というもののデータベースをつくっていただきたいと思うんです。それも全部詳しいこと、一から十ということでなしに、主なものについてお願いをしたいと思います。その趣旨というのは、要は、傷病の内容の変化というものを受けて、今の対策はどうかかなと、こういう一つのチェックが当然できると思うので、そういうところで議

論をしたいと思います。以上、お願いをしておきます。

それから、この資料の中で、きのうもらった資料の中で、「被保険者数（人）」と書いてありまして、この数字がこれ、どうなんでしょうか、５６万５，０３７とか、大きな数字なんですけど、これ、単位はどうなんかなと。ちょっと確認しておきます。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。昨日配付をいたしました資料は後期高齢のほうでございまして、広域連合の県下の数字でございます。ですので、被保険者の数も何十万単位という資料でございます。後期高齢の広域連合の県全体の数値、推移の数値でございます。（「後期高齢者ね。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） そうしますと、要は国保の関係をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 国保の変化の資料ですか。（「過去５年ですね」と呼ぶ者あり）

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 先ほど申されました過去５年間の傷病別のデータの主なものというふうに承りました。以上です。

○議長（安部 重助君） 資料、またよろしくお願いします。

あと、ほかございますか。特にございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） これは国保の傷病の推移ということですけども、健康課は、過去５年にこういう実績データに基づきながら、それぞれ健康対策、予防対策、いろいろ打ってきていると思うんですけども、これにスライドするところの健康対策、あるいは予防対策、そういうことについて、これも過去５年間にどういうことを重点的にやってきたのか、その推移をデータ化していただきたいと思います。そんな難しい資料でなくてもいいと思いますので、簡単、ワンペーパーでいいと思いますので、こういう対策しました、こういう対策しました、片や傷病の変化がこうなっていると、そういう関連で見なければいいんじゃないかと、こう思いますので、できたら毎年つくっていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。成田議員がおっしゃっております、特に傷病別での対策ということでのデータ化というのはなかなか難しいかもしれません。ただし、言っておられますように、予防対策または健康対策を、こういったことを過去５年間にやって、こういった事業を実施したか、教室とか

そういったものを比較できるようなもの、また新たにその当該年度で実施したものを何かの形で示しさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。11ページに特定健診実費徴収金70万円上がってますね。いわゆる町ぐるみ健診は主役が別にあるわけですが、やはりこういういろんな負担金が要りますね。負担金について、かなりのお金がかかるわけなんです。それで、今、神河町がこういう、農協主体のものもありますね。農協主体のものがね。ですから、町ではあんまり100%決定することはできないと思うんですが、やはり受診者をふやすためには料金設定というものが大切だと思うんですが、この神河町の、これを捉えて言うておりますけども、総体的な町ぐるみ健診の料金いうんですか、個人負担ですね。これは、どうなんでしょうね、他町と比べんと話がしにくいんですけど、例えば他町と比べてどの程度のところになるのか。少しでも安くできひんかなと。それによって対象、受診できる人がふえてくるんじゃないかなというふうに思うんですけどね、その辺どうでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。町長の提案説明にもございました。当面ですけれども、特定年齢の健診につきましてのクーポン券発行というのを申し上げました。その次の段階としましては、お一人1,000円いただいている特定健診について、例えば国保運営協議会等でお諮りをいただきまして、検討する価値はあると思っております。他市町においても幾分かのそれにおいて受診率が上がったというデータもございますので、次期の検討課題であると認識をしております。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第28号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第28 第29号議案

○議長（安部 重助君） 日程第28、第29号議案、平成26年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。後期高齢者の保険料いうんですかね、いわゆる被保険者が納付するお金ですけども、説明によりますと、均等割についても所得割についても若干ですが引き上げになるというようなことですね。この事業については広域事業ですので、この議会にそういった収支のことについて資料をもらったような記憶がないんですけども、もらっておればお教えいただきたいんですが、やはり収支の状況が、いつだったか、委員会やったかと思うんですが、この会計の状況どないなってますかと言うたら、いいんですというようなことをちらっと聞いたような気がしたんですが、今回改正になると、引き上げになるということですね。やはりその辺を、一遍どういう収支なんかいいうことを議会にもいただきたいなと思うんです。それが1点と、これは大きな組織でやっておられますので、いたし方のないところかもわかりませんが、保険料の算定が全て所得ですね。例えば国民健康保険ですと、資産とか均等、均等はあるんですけども、資産割とかがあるんですが、そういうことによって、都会のほうで資産割を入れるといわゆる金額が高いと、収入が少ない人でも大きな資産を持っておられると、評価の関係がありますのでね、いうこともあって資産割が入ってないんですが、今度の改正をちょっと見ると、何か国民健康保険より均等割なんか高くなるんちゃうかなというように思うんですね。後期高齢者の分を離したいというのは、いわゆるサービスも少し落ちているというような実態の中で、やはりこの額について非常に、その対象になった、私もその一人なんですけれども、側から言うところ、後期高齢者になると、サービスもちょっと悪くなるけど負担も少なくなるんかというような思いが、そういう思いをしとったんですが、そういうことが全然感じられなくて、かえって高くなっているというような実態があるんですね。その辺について、どない考えとってんかなと。これはここで決めることでないんですから、聞くこともどうかと思うんやけど、やっぱり窓口は町ですのでね。その辺について、副町長が知られておるんですかね、この連合会に、ちょっと現状を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。実際の金額的な分につきまして、26年度の予算ですが、この医療費の関係の予算につきましては6,187億9,923万8,000円、歳入歳出ともそうになっておりまして、それにつきまして、いろいろと値上げについての議論とかもありました。実際に物すごく75歳以上がふえている状況なんですね。どんどんどんどんふえていますし、そして医療費もやはり増額になっているということで、国等の補助、そして保険料の分で行うんですが、その計算して、剰余金が余ればそれを次に、26年度に上げていくんですけども、そういう計算方法をとって審議しておりますが、やはり75歳以上がふえている状況で、保険料を上げざるを得ないという結論に達して、そのような原案可決というようなことで上がっております。本当にもっと国が補助を出して保険料を低くする必要があるということは、もう常々連合会としても国のほうには要望を出しておりますけども、47都道府県、それぞれ県や府で

やっておることなので、県とのまだ議論が続いているような状況です。その中には、今まででしたら国保とかそういう中で、老健の会計があったときには無料で、掛金も世帯主が払うとか、そういうことであったのに、ここに来て75歳以上の本人が払わなければいけないというような問題も提起されておりますけども、今後においても議論されて、廃止に向けてというような話もありましたけども、今のところは継続でいろいろと課題については改善していきながら、継続であるという結論に達しているということです。実際に今申しましたように金額が上がっている分については、75歳以上の老人がどんどん、66万人ぐらいですかね、兵庫県で、ふえている。そして医療費もふえている。そういう中で保険料を上げざるを得ないという状況になっているということでございます。

県下それぞれの各市町、同じ金額、保険料でやっておりまして、今まで医療費の差が出ていた分について、何年かはその分は減額しましょうということで、田舎のほうで医療費の低いところについては何年かは減額しましょうという措置がありましたけども、この26年度からはもう全て同じ保険料というように位置づけされております。

金額的に言いましたのが、25年度の最終的な金額でございまして、26年度の当初の総額につきましては……。ちょっとお待ちください。26年度の予算につきましては、6,444億3,421万4,000円と、そのような大きな数字になっておりまして、この金額で兵庫県は運転しているということでございます。

やはり山下議員が言われるような質問とか質疑とか、もっと安くせよという質問は各議員から出ておりますけども、47都道府県を挙げての、国にもそれで処置しておりますので、今のところはこういう経過でいっているというところでございます。また住民生活課のほうからその金額とか決算状況について、また資料を提出したいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。特にないようでしたら質疑を終結したいと思いますので、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第29号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第29 第30号議案

○議長（安部 重助君） 日程第29、第30号議案、平成26年度神河町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。先ほど申しましたので、同じことな
んですけど、介護保険の5年間の推移ですね。保険料、それから介護給付、介護給付も
いろいろあると思うんですけども、わかりやすい分類でお願いしたいと思います。それ
から、介護認定、それから介護費用、給付ですね。その点について。できましたらそう
いうことを含めて、今後の介護に対する対策必要点というようなこと、そんなことを含
めてコメント、資料をいただければうれしいですけど、よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。今、成田
議員のほうからおっしゃられました、まず介護保険の状況ということで、過去5年間と
いうことでございますので、24年度から5年間ということではよろしいのか、25年度
も含めて5年間と、どちらのほうで。25からということで。わかりました。

その中で、給付費というところがございます。一番わかりやすい形で言えば、いわゆる
在宅と施設という大きな2つのくくりで報告させていただければわかりやすいのかな
というように思っております。それともう一つ、給付費の関係で、費用というようにお
っしゃってたんですけども、この分については給付費を指すのかなというように私は思
っておるんですけど、そう理解させていただいたらよろしいのかというところがござい
ます。ただ、介護の対策というところで、今後こういった形をとるべきかというところ
について、抽象的な言葉になるかもしれませんが、報告させていただきたいと思い
ます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12番、成田です。予防ということについて、介護に陥
らないと。私もこのごろ介護のことをずっといろいろとやっているんですが、高齢者が
どんどんどんどんふえる。というよりも、若い人がどんどんどんどん減ってきますので、
非常に危機を感じていると、こういうことですね。要は若い世代が将来、年寄り、我々、
ふえていきますので、背負い切れないという、そういうイメージを今持っているわけ
ですね。したがって、予防ということについて、やっぱりもっともっと徹底せないかん
という意識を持っていますので、そこをひとつぜひ専門としての見解を述べていただ
きたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。いわゆる
介護対策のうちの特に予防対策の今後のあり方ということについて、若干書かせてい
ただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。4ページの保険給付費で、昨年度より8,300万ぐらい増になっただけですけど、いわゆる高齢化が進んでいうふうなことも当然わかるんですけども、これ、今後ますます高齢化が伸びると8,000万から1億円ほどずつ毎年伸びるんか、このあたりの推測について、どのように感じておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。まず、介護保険料につきましては、当初御説明させていただいたように、あくまでも段階を設けております。それぞれの方の所得、またその家族の方といった、夫婦、そういったところの所得の階層によって金額が違っております。ただし、平成26年度までは第5期の介護保険事業計画に沿いまして、基準が4,560円という金額は変わりはありません。

このことについて、なぜ増加するのかということですが、今回補正でも増額補正をさせていただいたところによるわけですが、少なくともいわゆる年金受給者の方が、私どものほうが当初思っておったよりもやはり年金受給者の方の所得が当然出てきておるところが大きなところではないかなというふうに思っております。といいますのは、団塊の世代の方が退職をされて、そして年金を受給されるというところから、当然所得者が多くなってきたというところに一つの要因があるのかなというように思っております。ただし、第6期介護保険の事業計画において、当然ながら介護保険料の額も、給付費が伸びることによって保険料の額も当然上がってくることが要因としてはありますので、今後、赤松議員が指摘をされておりますように、保険料については全体で増額する傾向になるであろうと私は判断しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。2点お尋ねします。1点目は、これは17ページですね。介護予防事業の中で、福本地区をモデルに実施するというような説明がありましたが、これの、少し具体的にどうされるのかいうのをお尋ねしたいのと、それから、次の18ページですね。認知症高齢者見守り事業、これは昨年もあって、加納ですね、実施された事業がことしも引き続き実施されるということなんですが、その事業について、本年度、予算が少し上がっておりますが、拡大しようとしておられるかどうか、その辺についてお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） まず、1点目でございます。福本区の新たに取り組むというところでございますが、詳細説明の中でも若干触れさせていただいたところでございます。このたび高齢者に限らず若い世代においても、当然ながら人間1年ずつ年をとっていくという状況にございますので、福本区を一つのモデル区という形

で、いわゆる若い世代から高齢者までの方々に対して、地域でそういったいわゆる骨折、そういったところを一つでもなくするというのを一つの目的ということで、現在、古田先生にこつこつ貯筋教室等にも講師としてお願いをしておるところではございますが、この古田先生に福本区において、当然その事業については昼間というのになると若い世代の方が参加できにくいというところがございますので、夜の時間帯に古田先生のいわゆる実技とあわせて講話を含めてモデル地区として事業を進めていきたいというのが1点目でございます。

もう1点の認知症の見守りということにつきまして、先ほど山下議員がおっしゃいましたように、25年度において、加納区においてこの事業をモデル区という形で実施をさせていただいております。今年度も引き続きまた加納区のほうにもお願いをするつもりでもございますし、また、そのモデル地区を1地区でも多くふやしたいという思いがございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございますので、30号議案の質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第30号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第30 第31号議案

○議長（安部 重助君） 日程第30、第31号議案、平成26年度神河町土地開発事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。詳細説明のときに、歳入、4ページなんですけども、貝野住宅用地の売払収入が6区画分ということでお聞きしたと思うんですが、参考資料、説明資料によりますと、5区画の販売を目指すと書いてありますので、どちらが正しいのかお知らせください。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） ただいまの御質問でございます。地域振興課の野村です。5区画分で予定しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、第 31 号議案の質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 31 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 31 第 32 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 31、第 32 号議案、平成 26 年度神河町老人訪問看護事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。第 32 号議案の質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 32 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 32 第 33 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 32、第 33 号議案、平成 26 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 33 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 33 第 34 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 33、第 34 号議案、平成 26 年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 4 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 4 第 3 5 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 3 4、第 3 5 号議案、平成 2 6 年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 3 5 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 3 5 第 3 6 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 3 5、第 3 6 号議案、平成 2 6 年度神河町水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 1 2 番、成田です。上水道と、それから下水道の関連、同じなんですけど、当町の水道、下水道料金と、それから他市町の水道料金、下水道料金のちょっと比較表を、情報をお願いしたいなと思います。これは予算委員会に向けて結構でございます。

それと、他市町の費用とうちの差が、もし神河が高いということであれば、それがどこなのかという点ですね。そういう点について、分析をしていただいて、提出願いたいと思います。

質問の背景は、もうずっと議会でも話ししてますけども、他町に対して我が町は社会基盤整備できてるんですけども、やっぱり使用料が高いので、よそから来た人が驚くと、高過ぎる、高いというようなことで驚くということをよく聞きますので、そんな点について、今後の示唆になればいいと思ひまして質問をしたわけでございます。よろしくお

願います。

○議長（安部 重助君） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道、坂本です。予算委員会で料金の比較表と、それと高いと言われる部分での他町との内容の分析ですね。次の委員会で用意いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。第 36 号議案の質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 36 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 36 第 37 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 36、第 37 号議案、平成 26 年度神河町下水道事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

水道課長にお願いしておきます。先ほど成田議員からも言われましたように、下水道事業の関係の先ほどの他市町との比較の資料を提示をお願いします。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、第 37 号議案の質疑を終結します。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 37 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第 37 第 38 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 37、第 38 号議案、平成 26 年度公立神崎総合病院事業会計予算を議題といたします。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

成田議員。

○議員（12番 成田 政敏君） 12 番、成田です。予算委員会の中でもいいかとは思

んですが、あらかじめちょっとお願いしておきたいと思います。平成24年度までの病院の赤字というものが続いてきたわけですが、25年度から黒字改善できると、非常に喜ばしいことなのでございますが、要は黒字経営に至った状況の分析について、どういう原因で、どういう対策でそういうふうになってきたのかということについて、予算委員会でお聞かせ願いたいと思います。あらかじめ御準備をお願いしたいと思います。今後この体質を維持していけるのかどうか、そういうことについて、見解を述べていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 病院事務長。

○病院事務長（細岡 弘之君） 病院の細岡でございます。平成25年度に黒字化することではございません。24年度は、決算上は黒字でございましたが、院外薬局の関係で、土地を売った関係で黒字になったということでございます。それを除いたときに、平成24年度では約1億の資金不足になってくるということでした。それによりまして、25年度は、まずは資金不足を起こさない体質づくりということで、24年度よりも1億改善しようということで取り組んでまいりました。現状では約5,000万程度の改善ですが、2月、3月の収支状況によってそれは変わってくるんですが、そういう状況でございます。

しかしながら、委員会でも答えることは特にはないんですけども、なぜそれで、5,000万ですかね、今のところ半分ぐらいでも改善できたかということでございますが、御承知のとおり、全国的には医師不足ということです。特に中山間の中小病院については本当に医師が来ないという状況が全国的に続いています。当院も当然そういう状況でございます。これまでは収支よりもまずは医師確保ということが最優先ということで取り組んでまいりました。内科についてはまだまだ不足ではありますが、ほかの科の医師が少し充足してきたということでございます。それを受けて、先生方には申しわけないですが、やはり経営の安定化も目指していかなければならないですよということも御理解をいただいた上で、休日、夜間等々の診療の制限も少し緩和をしていただいたり、そういう意識を持っていた中で、25年度はそういう取り組みができたということでございます。

それを受けまして、先日、病院の研究発表会に参加していただいた議員さん方は御承知だと思うんですが、25年度の結果で1億の改善は見込めなかった。そしたら次は何をすべきかということで、全体的に次のステップとして考えていこうという取り組みをもう既に開始をしております。その中で、経営改善委員会を特別に設けまして、増収対策、例えばDPCの係数を上げていくとか、そういうことを中心にやっていこうという取り組みをしていこうということです。これには不採算部門を抱えながら、ドクターの不足という状況も抱えながら、しかし、経営改善もやっぱりやっていこうという、先生方を中心としてそういうやっとな雰囲気にならずに改善してこれたということです。それによって26年度以降は新たな取り組みでやっていこうという状況でございます。

す。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、第 38 号議案の質疑を終結いたします。

ここでお諮りします。本議案については、予算特別委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第 38 号議案は、予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから 3 月 23 日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから 3 月 23 日まで休会と決定しました。

次の本会議は、3 月 24 日午前 9 時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後 2 時 50 分散会
